

令和7年第1回大玉村議会定例会会議録

第3日 令和7年3月6日（木曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 舘 下 憲 一	2 番 渡 邊 初 治	3 番 菅 原 貴 子
4 番 渡 邊 啓 子	5 番 斎 藤 信 一	6 番 松 本 昇
7 番 本 多 保 夫	8 番 佐 原 佐百合	9 番 鈴 木 康 広
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 武 田 悦 子	12 番 押 山 義 則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住民福祉部長 作 田 純 一	産業建設部長 菅 野 昭 裕
政策推進課長 鈴 木 真 一	税 務 課 長 菊 地 健
住民生活課長 後 藤 隆	健康福祉課長 安 田 春 好
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 杉 原 仁
環境保全課長 伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 菊 地 美 和
教育総務課長 橋 本 哲 夫	生涯学習課長 渡 辺 雅 彦
農 業 委 員 会 事 務 局 長 神野藤 浩 和	

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、牧野敏雄

一般質問者目次

1.	5 番	斎 藤 信 一	P. 46～
2.	11 番	武 田 悦 子	P. 59～
3.	4 番	渡 邊 啓 子	P. 74～
4.	9 番	鈴 木 康 広	P. 79～
5.	10 番	須 藤 軍 蔵	P. 84～
6.	1 番	舘 下 憲 一	P. 91～

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） おはようございます。ご苦労さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、併任書記三瓶隆弘君から業務の都合により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 本日、傍聴に佐々木正博さんほか1名の方がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第1、一般質問を行います。

5番斎藤信一君より通告がありました「幼稚園での給食提供を求める」ほか3件の質問を許します。5番。

○5番（斎藤信一） 5番斎藤信一です。議長の許可を得ましたので、さきに通告しました4件の一般質問を始めていききたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目で幼稚園での給食提供を求めるということで、本村では子育て応援村を掲げ早くから保育施設をはじめ、多数の子育て支援策、定住支援をしてきました。自然豊かな場所での子育てができる環境もあり、これまで多くの方々が本村を子育ての場として選んでいただいております。本村では、保育所には無償の給食があり、小中学校にも食材費の半分の補助している給食があります。そして、新年度からは、国でも話題になっていますが、本村でもさらに給食費の補助拡充を行うようであります。

①ということで、幼少期の食育の重要性を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 5番議員さんにお答えいたします。

幼少期におきまして、健康な心と体を育てるためには、保護者と協力して望ましい食習慣を形成することが大切であると考えております。幼稚園におきましても、園だよりによる食育情報の提供や栄養士による食育講演会の実施、生活リズムに関する啓発資料の配布、料理体験等を行い、食育の充実に努めているところでございます。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

健康な心と体、保護者あたりといろいろな連携を取りながら、食育の重要性というか、進めているということで、ありがとうございます。

以前にも、何回もこの質問をさせてもらっているんですが、本村の園児の食育事情、食事情というんですか、朝ご飯であったり、家庭での食べるものだけでなく食べる環境というんですか、近年騒がれている子ども食堂だったりも、決して食べるものだけの問題ではないと思うんです、食べる環境とかそういったものに対して、どの程度把握されているか内容のほうをお聞かせください。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 5 番議員さんに再度お答えいたします。

さきにも述べましたとおり、健康な心と体を育てるためには、保護者と協力して望ましい食習慣を形成することが大切であると考えており、保護者アンケートや保護者との面談の実施、昼食時の園児観察等により食の実情を捉えております。

多い数ではありませんが、やはり弁当に関しましては、弁当の量であったり、また栄養のバランスなどにおいて課題がある家庭もございます。引き続き、きめ細かな援助とともに保護者と協力し、一人一人の育ちを大切に食育を充実していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

以前にも言っているんですが、その幼稚園、今の弁当制というんですか、になると、入れるものに制限がかかる。工夫して作られている親御さんもおられると思うんですが、やっぱり朝仕事に行く前とか、そういう状況でなかなか凝ったものなどを作れないという方もたくさんおられると思います。以前にも言っていますが、一週間毎日同じ冷凍食品が入っているとか、やっぱり野菜を入れると、今の時期、保温機に入れるので生野菜は入れないでほしい、できるだけ揚げ物だったりとか茶色っぽい弁当になってしまうんだよなというご意見も保護者のほうからいろいろもらっています。

食べるものだけではないんでしょうけれども、やっぱり子どもたちがどんなものをどういった人たちで食べるかというのって小さい頃すごく重要だと私は考えています。

そして、偏食というんですか、いわゆる食わず嫌いというか、そういうものも、やっぱりみんなで同じものを食べることによって克服できる子どもたちもたくさんいると思いますし、そしてあとアレルギーがありますよね。アレルギーで食べたくても食べられない人もいるということを、その知識を正確に子どもたちに学習してもらいたいな、食わず嫌いアレルギーはやっぱり別なんだとか、いろんなそういう勉強ができると思うんですよ。そういうことに関して、どういうふうな考えを持っているかお聞かせください。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 5 番議員さんにお答えいたします。

今、ご質問のありましたとおり、食の大切さというものは園児そのものも含めまし

て、やはり保護者の方のご協力をいただかない限りはなかなか進まない状況というふうに考えております。さきに答弁しましたとおり、その辺につきましては保護者と丁寧に関わり合いしながら、子どもたちにとってよい食習慣を身につけさせるように、幼稚園としても努力しているところでございます。

今、アレルギー等々のお話もございました。食べたくとも食べられない、こういったやっぱりアレルギーを抱える子どもも増えているような状況にございます。そういったものに対しても適切に対応しながら、幼稚園のほうでは対応を図っているところでありますので、今後も引き続き、そういった対応については注意しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

そのアレルギーに関してなんですけれども、実際に同じものを食べている中で、アレルギーを持っている方は、それを抜いたような食べものになると思うんですけれども、ただ、そういった場面とかでそういった学習ができればもっといいのかな。例えば、お弁当であれば最初からそんなものは入ってはいないですし、全員違うものを持ってくるので、あんまりイメージできないと思うんですよ、子どもたちも、そういうことに関して。どういうことなのかなという。食わず嫌いアレルギーは当然違いますし、いろんな人がいるんだという、そういうのをやっぱり幼少期にしっかり学習してもらいたい、それが食べられないからこの人は変なんだとか、そういうのじゃなくで。

ただ、そういういろんな、幼少期のときのその教育というか、子どもたちにしっかり覚えて育ってもらいたいということが、たくさんこの食育の中に入ってくると思うんです。その上で、私はいつも言っていますが、今日の表題でもありますけれども、幼稚園での給食の実施の考えを伺います。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 5 番議員さんにお答えいたします。

子どもたち、園児の適切な栄養摂取であったり、あるいは望ましい食習慣を確立させる、さらには協働の精神を養うということを目的に保護者の方々のニーズに応じた弁当給食について、令和7年10月からをめぐって、保護者の意見も聞きつつ具体的な検討を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

なお、保護者の方々の費用負担の軽減を図るとすることも併せて、費用の半額程度の補助についても併せて検討してまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。大変、飛び上がって喜ぶたいくらの答弁があつて、ちょっとうれしく思っております。

保護者とのしっかりしたお話し合いの上で、そして弁当は弁当でいいところたくさん

ありますし、以前からも言っていましたけれども、毎日じゃなくたっていいんだ、週に何回だって、数回でも、やっぱりそういうみんなで同じものを食べる、しっかりしたその食に対して向き合っていくというんですか、そういうようなのが大切だと私は思っております。

本村の子育て応援村という方針の下、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えるために、今後も食育の実施や給食の改善に取り組んでいってもらいたいです。ありがとうございます。

じゃ、次の質問の移らせていただきます。

2番目、村の除雪対策はということで、先日、記録的な大雪に見舞われました。あちこちで自動車がスタックし、積雪の量のせいもありますが、道路や歩道、通学路をはじめ、木戸道というところとあれなんですけれども、緊急車両が通行、家まで行けないんじゃないのかなというところがたくさん見受けられました。

村の除雪体制、土曜日、日曜日も挟みましたので、万全ではないんじゃないのかなと思っております。その上で生まれた質問ということで、現在の道路の除雪体制というんですか、補償料であったり、こういった体制でやっているのかを伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

今期の道路除雪体制につきましては、村内の6者の事業者と委託契約を締結いたしまして作業を進めているところでございます。内容といたしましては、大玉村主要幹線道路除雪要領によりまして、1級、2級村道及び主要生活道路、それからスクールバス、生活バス路線を含めた、いわゆる幹線道路というふうに言い続けている約60キロについて優先的に除雪を行うという体制で進めてございまして、除雪の状況によりまして、その他の生活路線についても除雪を行っている状況でございます。

今次の除雪につきましては、連日深夜1時半から作業をスタートさせまして、通勤通学等に影響の出る午前7時までの当該路線の除雪完了を目指して作業を進めてきたところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

深夜1時半から午前7時で作業を行っていたということですが、連日雪のほう降っておりました。そして、どんどん積もっていった状態です。そして、当然その限られた時間内で掃き切れない、さっきも、状況によって路線も変えるというお話ももらいましたけれども、その点で十分ではないんじゃないのかな、そして山間部のほうは割と行っていたのかもしれないんですけれども、平地のほうでも結構降りまして、そして県道をはじめ村道もそうですけれども、道路がぼこぼこの状態になっていたということで、その辺は、例えばその時間をもうちょっと延長するとか、前倒しするとか、そういったことはできなかったのか、その人手とかの問題もあると思うんですけれども、その辺の考えをお聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

先ほど申しあげました午前 7 時までというのは、一時的な朝の交通を確保するというところでございまして、今回の場合もそれ以降も、除雪車両を投入しまして、それ以降の時間帯、ほぼ終日にわたって除雪車両を運行したというふうな内容でございます。

議員ご指摘のように、今回の大雪、連日あるいは断続的な降雪でありましたので、特に標高の高い地域にある幹線道路、あるいは積雪の多い地域、こちらに繰り返し除雪車両を入れる必要があったというふうなことでありまして、その他の地域の生活道路の除雪に遅れが生じたというふうなことは十分認識しておりまして、皆様に大変ご不便をおかけしたというふうに、今回の教訓として受け止めておりまして、今後の除雪体制の整備に十分に反映させていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。今後ということで、③にも、またお話ししたいなと思っています。

次、②ということで、歩道、通学路の除雪体制を伺うということなんですけれども、学校周辺は割と除雪されていたのかななんて思っています。ただ、ちょっと一歩外に出ると全然、雪降り始めたのが、多分、水曜日とか木曜日だったと思うんですけれども、週明けでも除雪されていない状態。月曜日は、多分すごく晴れましたね、日曜日もしっかり晴れ間出たのかな。晴れば、子どもたちは歩いて登校します。そんな中、除雪されていないくて、私もそうなんですけれども、何人かやっぱりそういう方、有志の方、除雪された方とかもいるんですけれども、その辺どういうふうな仕組みになっているのかお聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

歩道、通学路の除雪につきましては、先ほど申しあげました委託契約を結んでおります 6 者のうち 1 者に委託をいたしておりまして、具体の路線につきましては、町・宮ノ前線、これは郵便局から大山宮ノ前地内まで、薄黒内・町尻線、これは大玉郵便局から県道大橋五百川停車場線との丁字路まで、それから台・六社山線、薄黒内地内からふあいんばる大玉前まで、星内・西庵線及び宮前・地藏面線、これは駐在所前から地藏面地内まで、的場・4 号線、中学校の北側の道路、神原田・馬尽線、これは大山字後川地内から東交差点まで、町尻・当地内線、これはローソン大玉村大山店前から赤坂団地まで、谷地・戸ノ内線、これは新田集会所前から神原田・馬尽線交差点までの計 9 路線、延長にして約 10 キロを除雪区間として除雪を行っておりまして、作業につきましては、先ほどと同様に通学時間の午前 7 時までに除雪を完了するように指示をしているところでございます。

しかしながら、県道の歩道とともに村道の全ての歩道について除雪が及んでいないということは認識しておりますので、村が除雪を委託して行う部分に漏れないか再

度現況を検証しながら、今後の要領の策定について検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

把握されていないとかというお話ももらいましたけれども、小学生だけでなく、中学生は自転車で通学される方もたくさんいます。そして、具体的な場所で住吉の信号機から上がってくるところ、日当たりもあまりよくないところなんですけれども、あそこは全然雪掃きされていなくて、されたのかもしれないですけれども、道路掃いたやつがまたそこさ積もって、雪が、もうがしがしになっているところを、子どもたち、雪の上に自転車を乗せて転びそうになりながら自転車を押していた光景がかなり気になりました。自転車で通学される 11 区、12 区のほうから行く子どもたちなんですけれども、私たちの頃は裏の道を通っていったんですけれども、結構みんな大きい道路を、最近走っていくように思えます。

そういうところ、実際どういうふうに把握されているんだか、そして、やっぱりあそこカーブですし事故も多いと思います、つるつるな状態で。そういうところを、次から検討します、考慮しますでもあれなんですけれども、実際どういうふうに考えているんだかお願いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、現在の歩道を全て網羅しているというふうな状態ではございませんが、当該、ただいまのご質問に関しましては、県道本宮土湯温泉線の部分というふうに認識もしてございますので、これらにつきましては、先ほど申し上げましたように県ともしっかり連携を取り、また村としてどのような歩道の安全確保を図るか、その辺についても十分除雪の体制、要領に反映するように検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

県道だからとかっていろいろあると思うんですけれども、車も通ります、人も通りますというところをたくさん把握されていると思うんですけれども、うまくないから、じゃ、ちょっと相談してというんじゃないくて、もっとそういうところを的確に、事故あったり何だりしてからでは遅いと思うので、しっかりお願いしてもらいたいなと思うんです。

あと、今回、結構雪すごかったんですよね。皆さんご存じだと思いますけれども、山間部のほうだと、腰ぐらいまで積もっているところもありました。当然、住宅地のほうでも雪が結構積もりまして、村として、村長いつもおっしゃられます自助・公助・共助とありますけれども、それぞれに村として広報か何かを使って助け合いしま

しょうよとか、そういったものあってもよかったんじゃないのかななんて私は思うんですけれども、その辺に関してどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

今ほど 5 番議員のほうからお話がありました様々な部分で言われます公助・共助・自助ということでありまして、村が行う除雪を公助というふうに考えれば、自らが自分の、いわゆる木戸道、こういったのを掃くのは自助ということになります。

しかしながら、今回も多く声は寄せられましたが、高齢者の単身世帯、あるいは二人暮らし世帯、そういったところでは、木戸道の出る入るがなかなか容易でないんだというふうな声も多く寄せられました。そういったところから、共助という部分、地域で何ができるのか、そういった災害防止とも併せまして、そういった体制のありよう、あるいは内容についての検討、それから地域において話し合いを進める、そういったことも極めて大事になってくるんじゃないかというふうに考えておりまして、除雪に関しましても、単に道路をその時間にとということから、また一歩進んで、高齢者も含め皆さんがどのように道路を使って、あるいは木戸道、どういうふうに出てというふうなことも含めて考える必要があるのかなというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） すみません、今のもすごく大切なことだと思うんですけれども、広報というか、防災無線あたりを使って、今こうやって困っている人たちもいるから、みんなで助け合いましょうみたいなことは周知できなかったのか。災害が、災害というか、ああいうことが起こって、その後考えて適切なことをやるというのは、それはそれでできると思うんですけれども、でもそれはオンタイムじゃない、やっぱりああいうふうになってしまったときに、みんなで住民の人たちの気持ちの向け方とかを、そうやって村のほうで論せることはできるんじゃないのかなと思っております。だから、その辺についてどういうふうにお考えなのかお聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

広報の必要性というものは、今回私どもも十分に感じたところでありまして、現在の道路の状況でありますとか、除雪の状況でありますとか、そういったことをきちんと住民の皆様にお伝えする、大切だというのは今回教訓として十分受け止めたものでございますので、今後、例えばこういった大規模な降雪でありますとか、除雪が必要でありますとか、そういった内容につきましては、随時住民の皆様にお知らせできるような体制をつくっていききたいなというふうに考えてございます。

また、共助の部分での協力呼びかけということでありまして、その協力を呼びかけるにしても、一定の何らかの枠組み、組織立ててとは言いませんけれども、そういったもの、例えばどこが、では音頭を取ってどこにどういうふうにとというふうなところも必要かと思っておりますので、それら並行して進めることが肝要ではないかという

ふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

ぜひ、そのしっかり話し合いだったり何だりを設けてスムーズに問題が解決することを祈ります。

そして、あと③なんですけれども、今のともかぶってはくるかもしれないんですが、やっぱり数年に一度こういった大雪、降ったり何だりします。その当時はその当時で、こういうところが反省点があった、あったと出ると思うんですけれども、何年かするとまたゼロベースに戻ってしまうのかなというふうに見られるんですけれども、そういうことに関しては、過去の例も考えた上でどういうふうに見られているのかお聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

今回の大雪でありますけれども、記録としては平成26年2月の大雪以来の規模であったのかなというふうに考えてございまして、今年度の除雪、あるいは除雪機械の稼働時間、昨年の約3倍程度となっておりまして、これら大雪あるいは除雪、こういったものに関しましては、過去の教訓、それぞれに先ほど申し上げました除雪要領というふうなところに蓄積をしてきたところでございます。

例えで言いますと、以前は降雪30センチ以上の状態になったときに除雪を開始するというところでありますが、現在は15センチ以上で除雪を開始するというふうなところで、逐次見直しを行っておりますので、その他、路線、それから歩道、そういったものに関しまして、今回の多く寄せられたご意見あるいは教訓を基にしてしっかりと体制の整備、今後に向けても、これからの積雪に関しての対応ももちろんそうですが、今後のこの体制に向けても、この要領のしっかりとした蓄積を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

過去の教訓をしっかり生かして、想定外、災害だったりそういうのは、時とそういう場合なんて全然選びませんので、そういうのにやっぱりしっかり対応できるような研究、調査のほうを行ってほしいです。

そして、最初に、どんな体制、除雪体制なんて言いましたけれども、現在6社とその協定を結んでやっているということなんですけれども、その辺に関しても、補償料だったり何だったりあると思うんですけれども、実際会社であれば仕事、除雪を当てにしてやっているわけにもいかないの、当然日中仕事を取ってきてやると思います。そういうのでの人員不足とか、除雪する機械も、その会社で購入されても、用途がなければ、ただ遊んでいるようになります。その辺に関してのお考えというか、お聞か

してください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

作業を委託している業者さんにつきましては、作業に従事された時間、それからその台数、従事された人数、これによって委託料を支払わせていただくことは、これ当然でありますけれども、それ以外にも、待機している時間あるいは全く、極端なことを言いますと、今年は全く除雪がなかったというふうなところもございます。しかしながら、私も、この主要幹線道路の除雪に関しましては、一定の体制を整えることは必要でありますので、これらを整えるために必要なその待機している期間についての一定の委託料もお支払いしながら、きちんと体制整備を業者さんのほうにお願いをしているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

その台数だったり、人員だったりで、すごく思ったのは、二本松市とか本宮市ですか、山沿いのほうは、大玉村とやっぱり全然スピードが違ったかなというイメージです、あちこち走ってみて思ったのは。その辺、待機料だったり何だったりと思うんですけど、協力してくれる会社もどんどん減ってきているのかななんて思うんですけど、その辺も踏まえて、ちょっとご意見を、お考えをお聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 村内の除雪作業をお願いする際に、村内の建設会社さんをお願いをするということが比率として大変多うございますので、これら業者さんには大変、今回も含めてご尽力をいただいたなというふうに考えてございます。これらにつきましては、しっかりとこういった除雪、あるいは大雨等の災害、こういったときにも村内の事業者さん、大変に頼りになる、頼りにしたい存在でありますので、平素から、今後の課題でありますけれども、災害時の応援協定、建設業組合との応援協定等も含めて、しっかりとした関係を築ければというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

やっぱり災害はいつ来るか分かりません。その災害に対応できるように、しっかりとした対策を立てていてもらいたいです。よろしくお願いいたします。

じゃ、3 番の質問に移らせていただきます。

中学生は、スクールバスを利用できないかということで、大玉村は安達太良山の裾野に広がる自然豊かな村です。村内でも、今、雪の話もありましたけれども、山間部と平野部では気候も変わり、特に積雪に関して量や雪消に大差があり、冬期の自転車通学は不可能と考えています。

①中学生は登下校時、親が送ってくるとか、自転車だったりとかあるんですが、山間部の生徒、スクールバスは小学生の、小学校のスクールバスは、そっち運行されていると思うんですけども、そういうスクールバスに乗車できないのかという質問です。よろしく願いいたします。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 5番議員さんにお答えいたします。

スクールバスの運行につきましては、現在、小学生の登校で朝1回、また幼稚園の登園で朝1回の合計2回、朝、運行しております。また、下校時につきましては、幼稚園は1回ですが、小学生は日によって、学年によって下校時間が異なっていることから、2回ないし3回運行しております。多い日では小学生だけで4回、ここに幼稚園を合わせますと1日6回運行しているというような状況にあります。そんな中で、中学生の下校時を考えますと、部活動の関係もありまして、最低でも2回運行が必要になるだろうというふうに想定されます。

また、その場合、運転手さんの勤務時間終了、退勤が6時半ないし7時頃になるということが想定されます。下校時の運行回数が増えるということもさることながら、登下校以外の学校の各種行事での特殊運行であったり、あるいは運転手さんの勤務時間ということを考えますと、登校から下校まで一つのコースを1人の運転手さんで勤務いただくということは労働条件的になかなか厳しいものがあるというふうに考えられます。

こうしたことから、もし中学生の利用ということになると、新たに4名ないし5名の運転手さんの確保が必要ということも想定されます。ただ、現状、今現在の幼稚園、小学生のスクールバス運行の運転手さんの確保だけでも四苦八苦しているというような状況がありまして、ここからさらに四、五名増員するというのは現実的になかなか厳しい現状だなというふうに考えているところです。

議員ご質問のとおり、冬期の、特に積雪のひどい場合の自転車通学の困難さということは十分承知しているところではありますけれども、現状では引き続き保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いしたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

現状では、人員も拡充しなくちゃならない、下校時はスケジュールとしてはちょっと厳しいんじゃないかなというお話だったんですけども、保護者さんとしっかりそのお話しするなりなんなりしていただいて、例えば登校時に小学生と同乗できないかなと私は考えるんです。実際、向こうの方面の方々に聞きますと、そんなに小学生も乗っていないんだよとおっしゃっています。だから、バス停も変えずに、例えば玉井小に行って、玉井小から中学校まで歩いてくればいいのかとか、そういったいろんな考え方ができると思うんです。下校に関しては、部活動だったりなんなりありますので、それは今までどおり送迎のほうしてもらいたいとは思っています。

すけれども、ただ、いろんな考え方があると思うんです。今、できるような体制の中でどういうふうにするかと。その辺に対してどういうふうな見解というか、お聞かせください。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 5番議員さんに再度お答えいたします。

今議員さんおっしゃられたように、例えば朝だけでもいいから乗れないのかというあたりにつきましては、いろいろ時間的なものとかご質問いただいて、内部でもちょっと検討してみたところですが、例えば朝だけに限れば可能性はあるかなというふうに考えております。そこで、あと保護者の方のニーズといたしますか、朝だけではちょっと利用できないなということになってしまえば元も子もないので、その辺のニーズなども今後調査しながら検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

ぜひ、保護者さんとかいろいろお話しされてみて、いい方向に進むように検討していただきたいと思っております。それがもし実現すれば、小学生と中学生が同じバスに乗るということで、今、大玉村はおおたま学園だったり何だったりやっていますけれども、そういった子どもたちに対しての、いい影響を与えられるのかななんて思っております。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

商工業の発展に向けてということで、去年6月かな、やっと、同じ似たようなことをやったんですけれども、本村では子育て支援や周辺都市のアクセスなど様々な要因で長期にわたって人口が増加しています。しかし、経済活動や雇用機会は都市部や大型店に集中しており、村の商工業は発展が難しくなっています。小規模企業や事業者は地域経済の基盤を支える重要な存在であり、これらが成長することは、この地域の将来に対し大変重要だと考え質問いたします。

①ということで、中小・小規模企業振興条例制定について伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

中小・小規模企業が地域経済に果たす役割は、議員おっしゃるとおり、村が持続的に発展していくという観点からも極めて重要なものというふうに考えてございます。現在、村におきましては、この条例制定に向けて準備を進めているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） 力強いお言葉、ありがとうございます。

その小規模企業振興条例を制定すると、村の仕組みというか責任だったり明確にできます。福島県でもたくさんの自治体はその条例を制定しておりまして、やっぱり

その企業というか地元事業者というのは、私考えるあれであれなんですけれども、地域としっかり関わっていく、今、いろんなことで問題になっているコミュニティーの希薄化だったり、そういうところにもかなり波及することなんじゃないのかなと思っています。前回も質問したことなんですけれども、創業者・事業承継者への支援施策の拡充について伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

現在、村におきましては、空き店舗等を賃借し新たに事業を開始する方へ賃借料の補助をする制度を設けているところでありますが、新たに事業を創業されるに当たっては、現在の物価、資材高の高騰を背景にいたしまして、空き店舗等の改修費用の負担が増加している等々、初期費用が多額になることが創業者の不安として挙げられてございます。今後も、継続した商業の振興、あるいは空き店舗等の利活用の推進を図ることが重要であるとの認識から、令和7年度からこれらの奨励金制度、あるいは改修工事等の経費に対する補助制度、これらの実施に向けて準備を進めておりまして、今般の令和7年度当初予算に係る予算を計上させていただいたところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

今、当初予算に計上したということなんですけれども、具体的な内容のほうをお聞かせいただければありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

まず、1点目として創業者奨励金というふうな形で補助対象、様々な要件はございますけれども、村内に住民登録を行っている個人または中小企業者であること、それからあとは、商工会の会員であること等々の部分で新たに創業された方へ奨励金を交付するものでございます。さらに、創業者空き店舗活用等の利活用の支援金につきましては、空き店舗等を新たに取得または賃借して事業を行うというふうな様々な要件ございますけれども、これらに対して補助対象といたしましては、改修工事あるいは附帯設備の設置に要する費用、備品購入に要する費用、これらについて助成を行っていくというふうな内容でございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

ぜひ支援の拡充をよろしくお願いいたします。

今、その空き店舗だったり、創業ということで、あと村内の後継者がいないだったり、そういう商売たくさんあります。そういうところにも着目して、そういうところを受け継いで、そしてまた新しい仕事を始めるというんですか、その承継して、そういうこともたくさん可能性としては考えられます。

実際、私自身も父親から事業を承継しまして、そこでしっかりとした、調査だったり何だりをして、波形ビジネスというんですか、いろんな、4つくらい新規事業を展開しております。やっぱりそういう、裸一貫で始まるのってなかなか大変であって、そこに、村内で後継者がいない、もう事業を終わろうとしているんだというところと、そういう人たちをつなぐためにも、3番なんですけれども、商工会との連携などをすごく強化していただきたいなと思っているんですけれども、その辺に関してご意見のほうをお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

村商工会との連携につきましては、現在におきましても、商工会運営懇談会におきまして、要望あるいは各種の意見交換、こういったことを行っておりますほか、創業支援に関する相談、あるいは創業塾の開催、支援、今般の物価、燃料高騰等に対する支援策など、課題に応じた協議検討をこれまでも進めてきたところでございます。

今後も、これら協議を定期的なものとして開催をするようなことも含めまして、村商工業の振興を図る上で、情報あるいは知識等を会員と共有しておられます商工会との連携は極めて重要でありますので、これから制定を目指してまいります条例の趣旨も踏まえまして、さらに連携強化を行いまして、村内事業者の支援に生かしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

商工会は、地域の事業者のネットワークを持っております。地域の経済活動をよく知っており、自治体と商工会が連携することで行政の資源や支援策をより効果的に活用できます。限られた資源を無駄なく地域の発展につなげることができます。商工業者の声を直接反映させた政策の立案など、いろんな地域に対して求めていることが形になるのかななんて思っております。

もう一点、さっき支援施策ということだったんですけれども、利子補給制度、現在は本宮市だと1,000万円枠でやっております。これ本宮市だと1,000万円、二本松市だと1,500万円という、例えば何か起業をしたいという方がお金借りるときに、そこで大分差がついてしまうのかなと私は感じております。その辺に対して、その利子補給制度の拡充に関してご意見をお聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

借受人に対します利子補給制度でありますけれども、これらについても事業者の方々とよく意見交換をし、さらにご意見いただきながら、これらの拡充について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5番。

○５番（斎藤信一）　ありがとうございます。

ぜひ、商工業者の声だったり、これから起業されるような方々等の声をたくさん拾ってもらって、大玉村に根差した企業が、大きい小さいありますけれども、そういう企業がたくさん今後成長していくことを私は望んでおります。それは１０年、２０年後、私たちの子どもたちが、この地域を、また生活をするところとして選んでくることにも深くつながっていくと思うので、これからますます村が振興してもらうことを祈りまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（押山義則）　以上で、５番斎藤信一君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前１１時５分といたします。

（午前１０時４９分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則）　再開いたします。

（午前１１時０５分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則）　１１番武田悦子君より通告がありました「村民の生活を支える仕組み作りについて」ほか１件の質問を許します。１１番。

○１１番（武田悦子）　１１番武田悦子です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告しました一般質問を行います。

最初の質問は、村民の生活を支える仕組みづくりについてです。

今年の冬は記録的な大雪となり、日本海側を中心に大きな被害が出ています。交通障害はもとより、家屋の倒壊や除雪中の事故で亡くなられる方もいらっしゃるなど甚大な被害となっています。この雪の影響は、村内においてもあるのではないかと思います。今回の大雪で、村内において被害がなかったのかまず伺いたいと思います。

○議長（押山義則）　産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕）　１１番議員さんにお答えをいたします。

今回の大雪に関してでございますけれども、住宅の一部損壊あるいはビニールハウスの倒壊、それから道路の通行不能によって集落が孤立化するというふうな雪害については該当はございませんでした。もちろん、人的被害についても確認されてございません。

以上であります。

○議長（押山義則）　１１番。

○１１番（武田悦子）　被害がなかったと伺って安心するところであります。

この大雪、これらはまず除雪の問題というのが一番大きな問題となってくるのかな、先ほど来の質問にもありました様々な形、今回も除雪、本当に業者をはじめ職員の皆さんも時間をいとわずに除雪をしていただいた、大変ありがたいことではありますが、今回の大雪で見えてきた課題、これにはどのようなものがあるのか伺います。

○議長（押山義則）　産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕）　１１番議員さんにお答えをいたします。

今回の大雪を通して課題といいますか、まず教訓として挙げられますのは、今回も限られた除雪機械あるいはオペレーターの中で行ってございます。今回のような繰り返し断続的に降る雪、さらに積雪量によっては一部地域の除雪に遅れが生じてしまう場合がございます。その際の対応といたしまして、住民の方々へこの除雪の状況と理解を求める情報発信が極めて重要だったのではないかというふうに今回認識しておりまして、これらについては十分に教訓として受け止めたいというふうに考えてございます。

また、一方で、近年大雪のたびに寄せられる声といたしましては、高齢者世帯などから、玄関先からいわゆる公道まで、いわゆる木戸道でありますけれども、これらが雪が掃けない、どうにかならないかと、それから除雪のときに、家から出る木戸道のところに雪置かれていったというふうなそういうふうな部分、そういうふうな声も多く寄せられておりまして、これらが今後どのように、公道の除雪とともにこれらをどのようにしていくか、こういうものが課題として挙げられるのではないかというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 本当に、まさにそういう状況にあったのかなというふうに思うところでありますが、先ほども自助・共助・公助というお話ございました。まず、自分で行うべきことができない方、今もございました独り暮らし、高齢者世帯、なかなか大玉村って結構、この木戸道が長い、50メートル、100メートル近く木戸道のあのお宅もあり、まさに独り暮らしでもうどうしようもない、通院予定だったけれども延期したという話も聞いております。このような皆さんには、今現在、村ではどのような支援を行っているのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

ただいまご質問のような事例につきましては、除雪担当の建設サイドのほうと、それから高齢福祉担当の福祉サイドのほうと連携を取りながら必要に応じ、できる対応、一部除雪であったりだとか、そういうふうな部分について対応をしているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 今回も福祉課と連携をして除雪をしていただいたというお話も伺いました。では、それで十分だと考えていらっしゃるのかどうか、これに何かもっとプラスすることがあればより充実した支援、皆さんが安心できる、暮らしに安心を考えられるような支援というのを、どのように考えていらっしゃるのか伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

現在の対応につきましても、当然、これは声を発した方についてはそのような対応

をさせていただくということが可能でありますけれども、例えば、こういうことを言ったって、みんな容易でないんだからしょうがないというふうな、そういうところには届かないというふうな可能性、あるいは懸念というものが十分に考えられます。

先ほど議員のほうからもございましたように、自助・共助・公助のバランスというものは、こういった今回のような地域の除雪というものに対しても極めて重要な要素であるというふうに考えてございます。

今後、例えば今お話しのような部分につきましては、例えば共助による地域の除雪活動、こういったものについても住民の方々がよりその地域の現状を知るとともに、雪害だけでなく他の自然災害についても強い地域になるというふうなことが期待されますので、自主防災組織との連携等々も視野に入れながら、今後そういった地域の共助による除雪の仕組み、あるいはありようについて調査研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 今まさに部長がおっしゃったようなことが現実として地域の中で生まれるということが、この先、大変重要になってくるのかなと。隣近所の助け合い、なかなか今そういう状況にない地域もいっぱいいますし、地域の中で高齢者だけなんだという、この地域もあろうかと思えます。数年前、除雪に関して個人の皆さんで持っているトラクターとか、除雪をできるような機械を持っている方に登録をいただいて、この除雪を、本当に大雪大変なときに除雪をしていただく、そういう取組はあったように記憶しているんですが、今現在はそういう取組というものはあるんでしょうか。

ある方にお話を伺ったときに、自分もそういう機械を持っているので隣近所の雪掃きをしてもいいんだけど、何かあったときに、個人でやって、例えば物を壊したとか、そういうときに対応できなくなったんでは困る、だからなかなか隣近所難しいんだという話とか、あと通学路、子どもたちが歩く道路はせめて早く雪掃きしてあげたいな、そういう話も聞きました。

だからこそ、村でそういう仕組みを、昔あった仕組みを再構築して、隣近所、誰が、あそこの人は雪掃きが難しいよねとかという情報も把握しながら、隣近所がきちんとしたそういう体制をつくれる、別に隣近所の除雪だったら朝一番でなくてもいいわけで、もう少し時間がたってもそれはしょうがないと思えますし、そういう体制をつくることができないのか。保険はちゃんと入りますよ、実費、燃料費等々は村が負担しますよ、そういうことがあれば地域の中のつながりもより強くなりますし、先ほど部長がおっしゃったように、この防災の観点、そういう点からもすごく有効な取組になるのかなというふうに思います。これらについて考えを伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

議員ご指摘のように、例えば個人が所有する農業機械であつたりですとか除雪機械、こういったことを、現在も自主的に取り組まれておられる方はいらっしゃいますし、

大変ありがたいことだなというふうに考えてございますが、一方でこれを委託して業としてということになりますと、当然、個人でやる場合もそうですけれども、先ほどありましたように、その除雪作業中の事故、それから例えば他の方の財物を損壊した、そういった場合の補償、そういったものについてどう担保するかというのが大きな課題でございます。

これらについて制度的にどのようにしていくのか、今ほどありましたように、地域で、例えば行政区なり集落で、そういった方をお願いをして、それに対してきちんとした補償と、それから保険適用、そういったものも含めた形、それからかかる費用についてどうするのか、場合によっては豪雪地帯などでは有償ボランティアによる除雪というの、当然これ行われているところでございますけれども、本村等についてはそこまでの需要があるかどうかということも含めまして、先ほど申し上げましたいわゆる共助というふうな部分で、そういった仕組みづくり、あるいは制度設計、そういったものについても十分に、研究検討させていただきたいなというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 今現在行われているかどうかは分かりませんが、本宮市では中学生による雪掃きボランティアというのがあったと伺っておりますし、もともと豪雪地帯では当然雪掃きボランティアというのがきちんと制度化されています。高等学校等々でも、生徒の雪掃きボランティアをやっているという話も伺ったことがあります。いろいろな形のボランティアがありますけれども、まず何が必要なのか、どういう形が必要なのか、やっぱり雪って、先ほどもありました平成26年以来の大雪だった、毎年降るわけではないからこそしっかりとした仕組みをつくって、それをいつでも運用できるような形にしていく、そこがやっぱり大切なのかなというふうに思います。

この4日に説明をいただきました村政執行基本方針の中で、総合振興計画をはじめとした様々な計画の中で、この皆さんの具体的支援を進めていく、そういうふうに私理解をしたところですが、地域福祉計画もつくられます。障害者福祉、児童福祉、様々な計画がある中で、いわゆる社会的弱者と言われる皆さん、この皆さんにどう寄り添った支援ができるのか、この個別の援助計画がつけれるのか、このまさに大雪のような場合には、いつもあることではないからこそ、こういう支援体制をしっかりとつくっていくことが大切なのかなというふうにも思います。これらについて考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

現在、議員おっしゃられた地域福祉計画を最上位にした福祉計画、個別計画いろいろございます。その中で、今ほど産業建設部長からあったような内容等を含めながら、いろいろとそれぞれの機関と、そしてまた住民の方々と相談しながら、どういった支

援体制が必要なのかということを、改めてまた検討していく必要があるなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 除雪に関して、ある方からちょっとご指摘をいただいたのでご紹介したいと思うんですが、ふれあいセンターの除雪についてです。

2月の大雪のときに、土曜日でした。ふれあいセンターを使う予定をしていて、ふれあいセンターに行きました。大雪で入れません。管理人の方と使うために行った皆さんで、どうにかこうにか除雪の道具もない中で除雪をしました。なので、予定していた会議であったり、研修であったりを大幅にカットせざるを得なかったというお話を伺いました。せめて除雪道具だけでもそろえておいていただけたら、もっと時間、スムーズにできたのかなというお話とか、役場でふれあいセンターをいつ使うか把握しているんだから、除雪して当たり前なんじゃないのとかというお話も伺いました。

このお話を聞いてどう思われるのか。土曜日だということ、ふれあいセンターだったということだから仕方がないなというふうに思われるのか、そこまで除雪しなくちゃならないのというふうに思われるのか、それは申し訳なかったなというふうに思われるのか、感想を伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

そのお話、ちょっと私もお聞きして大変反省はしております。今回、12月以降のこの大雪関係につきまして、管理人さんからも、そういった話ちょっと情報入りませんでしたので、大変申し訳ございませんでした。私も、役場駐車場関係で朝6時前から8時半ぐらいまで、それぞれ役場駐車場、地域包括支援センター等全て除雪をさせていただいておりますけれども、そこまで気が回らなかったということで大変反省をしております。申し訳ございませんでした。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） なかなか、この離れているからこそ難しい部分、状況を把握するの難しい部分あるのかなというふうには思いますが、同じ公共施設ということですので、今後はもう少しスムーズな体制をつくっていただければなというふうに思います。

次に、相談援助の体制について伺います。

村民の皆さんは暮らしていく上で、様々な困難にぶつかったとき相談先として行政への相談を選択する場合があります。相談するに当たって行政を選ぶ、これは本当にどうしようもなくなった場合が多いのかというふうにも思っています。相談する場合に、それぞれにいろいろな窓口を選ぶというふうに思いますが、まず最初に受けた部署での対応が重要だというふうに思っています。しっかりと相談内容を把握することが大切であり、仮にそれが受けた部署で対応できないことであっても、次の機関へしっかりとつなぐこと、ワンストップで支援につなげていくことが大切です。同じことを何度も説明しなければならない、これでは相談者との信頼関係はつくれま

せん。聞くこと、傾聴すること、今さらですが役場のどの部署にも共通することかと思えます。

職員の皆さんは、これらの研修などに参加されているのでしょうか。村政執行基本方針の中でも、自治研修センターへの研修派遣やこおりやま広域連携中枢都市圏などが主催する研修会、講演会などへ派遣していくという説明ございましたが、これらの機会にはこのような傾聴や相談援助などの研修は行われているのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

様々な相談対応ということで、私ども健康福祉課、それから保健センター、保健の部分ということでございますが、それらにつきましては、それぞれの研修、相談の受け方、そういった研修もございます。そういったものについては、職員のほう積極的に出るようという事で出させていただいておりますし、職員のほうも積極的に出るという事で対応してございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 相談を受けた場合の体制はしっかりとできているというふうな理解でいいのかなというふうに思いますが、果たしてどうなのかなと疑問に思う部分もあるんです。健康福祉課、保健センターばかりではなくて、そのほかの部署でもやはりいろいろ相談を受けると思うんですよね。そういう場合、全庁的な取組として、傾聴とか相談援助などという研修を受けるということにはなっているのかどうか、改めて伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

以前、教育委員会に、私、所属してございました。教育委員会におきましても、指導主事と、そちらのほう教育総務課の関係のほうが主になりますが、幼稚園と小学校と、それぞれ研修されているというふうに記憶してございます。また、そのほかの部署につきましても、それぞれの県等の関係機関の研修には総務のほうから声がかかっておりますので、参加しているものというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 全庁的にきちんと研修を受けている、村民の皆さんは果たしてそういう理解をされているのかなというふうに甚だ疑問ではありますが、職員の皆さんのやっぱり最初の対応というのが、村民に与える印象というのを決めると思うんです。そういう意味でも、しっかりとした研修をして、しっかりとした対応をしていただきたいと、何でも聞けではないんですが、きちんとまず聞くことというのが重要なことというふうに思います。

次に、できているということなので、包括支援センターとの連携もしっかりとできているというふうに理解してよろしいんですよね。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

包括支援センターと、高齢福祉係とケース会議等々、月1会議してございます。その中で情報共有を図りながら、内容で連携しているということでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 連携しているということでもありますので、よりしっかりとした連携を深めていただいて、これからも取り組んでいただきたいというふうに思います。

この包括支援センター、現在様々な相談を受けながらいろいろな事業にも取り組んでいます。介護予防事業、これはもちろんであります、権利擁護事業やヤングケアラーに対しても、この包括支援センターで取り組むべき業務の中に、だんだん中身が広がってきているというふうに思っております。この包括支援センターは、特に介護の困難事例、高齢者に対する困難事例の相談機関として重要な役割を担っているわけですから、さらに専門職の配置というのが必要ではないかというふうに思います。考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

包括支援センターの介護関係の業務、それが一番メインだというふうには存じております。相談業務、その他包括で今現在実施してございます事業につきまして、その内容を社会福祉協議会と十分協議検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 直接村民と関わる大切な部署でもありますので、しっかりとした体制の整備を進めていっていただきたいというふうに思います。

この項目最後になります。

令和6年の介護報酬改定により様々な課題がより顕在化してきています。特に、訪問介護では介護報酬の引下げとともに担い手の高齢化なども相まって倒産する事業所が出ています。2024年には、全国で172件の倒産があり、そのうち81件が訪問介護事業所です。高齢期を安心して過ごすために、そして家族の安心のためにも介護保険の利用は大切です。しかし、今現在どのような状況になっているのか、デイサービスの利用も難しくなっていますし、訪問介護も難しい、使いたいときに使える介護保険になっていないのではないかという思いがあります。毎月高い介護保険料を支払うのは、自分が使いたいときに、そのために払っているんだというふうに私は思っております。それぞれの分野での事業所の状況や、サービス利用の困難な状況などを把握されているのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

介護保険制度に関しましては、社会情勢や環境の変化によりまして3年ごとに改正

が行われておりまして、昨年行われました改正によりまして、特に本村の訪問介護事業所について、運営面で厳しい状況であるというふうには聞いてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 村内に事業所を置くのは社会福祉協議会ですが、村内に入っている事業所はいろいろございます。そういう事業所のこともしっかりと把握していただきたいというふうに思います。

この訪問介護事業所について、新潟県村上市では昨年の介護保険改定に伴う訪問介護の報酬引下げを受けて、市が独自に報酬の引下げ分やガソリン代などを補助して事業所を支援しています。今、地域で訪問介護事業所がなくなったら、困るのはやはり村民です。事業所を支援し村民の安心をつくるために、これら補助にも取り組むべきかと思います。考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

事業所への支援につきましては、その運営について社会福祉協議会と協議を重ねていきたいというふうに考えてございます。また、深刻な問題となっております介護職の人手不足の解消を図るために、介護職の資格取得費用の一部助成制度の導入によりまして、人材確保の面で支援を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 介護を担う担い手も本当に高齢化が進んでいます。どこの事業よりも進んでいるのかなというふうには思っています。資格取得への補助を検討しているということでございますので、若い人材がこういう介護業界に入ってくれるように、少しでも支援の体制ができればありがたいことでもありますので、取り組んでいただきたいというふうに思っています。

次の質問に入ります。子どもたちの健やかな成長を支援する取組について伺います。

子どもの数が減っています。15歳未満の子どもの数は昨年4月1日時点で1,401万人と過去最少を記録しています。その一方で、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、ストレスを抱える子どもたちも増えているのではないかと思います。不登校の子ども、平成24年度を境に増加に転じ、令和5年までに11年連続で増加しています。コロナ禍による影響も多いと言われていますが、小学生の不登校は2023年と比較し2024年は24%も増えているとの統計もあります。大玉村の状況はどうか伺います。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 11番議員さんにお答えいたします。

本村におきまして、文部科学省が定義します病気などの特定の要因以外で30日以上欠席、いわゆる不登校の児童生徒の数につきましては、令和7年1月末現在で小学校合わせまして20名、中学校で17名となっており、令和4年度から本村におき

ましても増加傾向にある状況でございます。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） やはり大玉村でも増加傾向にあるという状況を受けまして、不登校には様々な要因というのがあると思うんです。要因であったり、背景であったり、それらは把握されているのかどうか。要因は別に伺う必要はないんですが、そういう状況を把握しているのかどうか伺います。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 11番議員さんにお答えいたします。

学校で把握できる限りであります。まず一番大きな要因として挙げられるのが、無気力、不安というものがございまして。これは小中学校ともに共通した状況です。2番目としまして、家庭環境ということで、これは特に小学校において多い状況です。3番目に考えられるのが学業不振というもので、こちらにつきましては中学校が主な状況になっております。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） この村内で不登校の子どもたち、合わせて37名いらっしゃる。この子どもたち、どういうふうにして過ごしているのかなという不安があるわけですね。この大玉村では、適応指導教室というのも開催されていますが、この適応指導教室、どのような場合に利用できるのか、そしてどのような中身で行われているのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 11番議員さんにお答えいたします。

ご質問がありましており、村で1か所、大山公民館に適応指導教室を開設しております。適応指導教室につきましては、不登校の子どもが対象になっておりまして、こちらにつきましては、保護者とあとは学校の見立て等を含めまして、結果的には保護者からの要請に基づきまして適応指導教室のほうに児童生徒が通うという形になっております。

今現在、週3回の午前中開設しておりますが、ここ最近、ここに通う児童生徒数も若干増えてきております。そういったことから、開催日を増やしたり、もしくは主に中学校ですが、中学校への接続をという形で、中学校の教室を利用して、移動してこの教室を開催するなどをしておりまして、実際として、中学生1人、学校のほうに通うようになったというような実績もございまして。そういった形で、現在強化しながら適応指導教室のほうを進めている状況でございます。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 週3回、午前中のみということで、日数は増やしたいというお話でもありましたけれども、全ての子どもたちがここに通っているわけではもちろんな

いと思うんです。そのほかの子どもたちは、じゃ、どうやって日中を過ごしているのか、ますます、要因として無気力、不安というところが、なかなか昔はなかった大きな要因になっているのかなというところを見ると、日中帯、独りで子どもを家に置いておく親御さんの不安であったりとか、そういうところも計り知れなくなってくるのかなというふうに思っているんです。そういうところに、この保護者の皆さんにも、こういう支援があるよ、子どもたちももちろんですけども、やっぱり保護者の皆さんの不安というのはすごく大きいと思うんですね。そういうところを、どのように支援をされているのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 11番議員さんにお答えいたします。

今、お話ししましたとおり、全ての子どもが適応指導教室を利用している状況ではございません。その子どもの状況に応じて、そこに通うのが適切かどうかというものも含めまして判断をして、最終的には保護者の判断、それから子どもの判断も含めまして通学している状況でございます。

適応指導教室に通う以外の子どもさんにつきましては、当然ながら学校の担任の先生が小まめに連絡を取る、健康観察をするというようなことも学校自体で実施しております。場合によりましては、オンラインで授業に参加するというような取組も実施しながら、その子に応じた適した形で支援のほうを行っている状況でございます。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） あわせて、保護者へはどのような支援というのもしやいましたよね。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 11番議員さんにお答えいたします。

すみません、漏れまして。保護者に対しまして、まずはこういった支援の方法があるよというものは、保護者に対して周知は当然図っております。あとは、担任が保護者と連絡を取り合いながら、担任そのものが支援するという形が一つ、それから、学校にスクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラー、こういった専門的な知識を持っている方々がございます。そういった方々ともつなぎながら、保護者の不安解消とか、あとは支援の方法とか、何か有効な方法があるかというようなものも含めまして、常々その辺については対応を行っているところです。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 子どもたちの問題、不登校だけではなくて、いじめというのも増えているという統計があります。小中学校、高等学校、特別支援学校、これらにおいて、いじめの認知件数、去年は73万件を超えているというふうに言われています。前年度から5万件も増えている。このような中、大玉村では、このいじめ、実態はどのようなになっているのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 11番議員さんにお答えいたします。

本村での本年度中のいじめの状況につきましては、令和7年2月末現在で、小学校で合わせまして28件、中学校で9件、合計で37件のいじめを認知しております。こちらにつきましては、いじめ防止対策推進法が平成25年に施行になりました。そのときにいじめの定義というものが見直されまして、学校でのいじめの積極的な認知が図られるようになったものでございます。学校につきましても、重点実践事項として、いじめの見逃しゼロ、早期発見、早期対応を掲げまして、未然防止はもとより早期解消に努めている実態でございます。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） このいじめの認知件数、こういうものがいじめなんだよという枠が広がって、これもいじめですよというふうに理解が進んだというのは大変いいことではありますが、大玉村でもこれだけの数が認知されている。では、どのように対応しているのか、やはりいじめの問題は学校現場の中で起きていることがほとんどなのかなというふうに思うんです。子どもたち、いわゆるいじめをする側の子どもたちへの対応であったり、先生方がどのようにこのいじめを受けた子どもたちに対応しているのか、する側に対応しているのか、これによってその後の関わりというのは大きく違ってくると思うんですね。そのあたりはどのように指導されているのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 11番議員さんにお答えいたします。

今ほど、そのいじめの認知の件につきましては、積極的に、まずは見逃さないというのが第一で、早期に対応を図るのが第一でございます。いじめをする側も、いじめを受けた側も、こちらにつきましては、学校のほうで、まずは受けた子どもに対しては丁寧な心のケアというものに重点等を置きながら、またいじめをする側につきましても、相手を思いやる、そういった部分について、スポット的に、いじめは駄目なんだよというような当然そういった教育も必要であります。常日頃から人権尊重、そういった人権教育的なものも含めまして、各教科、それぞれ特定の教科に限らず、常日頃から子どもたちにはそういったものについて指導を図っているという状況にあります。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 常日頃から本当に子どもたちに指導をしている中で、いじめを少しでも減らすというのはよく理解できます。ただ、現実には起こってしまった場合に、どのように対処されているのかなという部分が具体的にあれば伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 11番議員さんにお答えいたします。

軽度の、軽度という言い方がふさわしいかどうか分かりませんが、早期対応で解消

できないようないじめが大多数でございます。ただ、状況によってはやっぱりメンタル的な部分のケアが必要だというような場合につきましては、先ほども申し上げましたが、学校のスクールカウンセラー、またはスクールソーシャルワーカー、こういったものを活用しつつ、あとは保護者とも場合によっては連携を図りながら、子どもの心のケアというものに努めている実態でございます。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） いじめの問題は、やはり受けた側じゃなくちゃ分からない気持ちというのがありますし、そこをやっぱり大切にさせていただきたいというふうに思います。先生方、親御さんの声かけ一つで子どもの気持ちは、救われたり、絶望になったり、変わっていくわけですから、その辺もしっかりと教育委員会としても取組を強めていっていただきたいなというふうに思います。

次に、児童生徒の自殺について伺います。

昨年の自殺者数は2万268人、過去最少の数字となっていますが、児童生徒の自殺者数はこれまでに最も多くなっているという報道があります。このような状況をどのように感じていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

ご質問にもありましたとおり、全体の自殺者数は減っている一方で、子どもたちの自殺者数が過去最多ということで、大変憂慮すべきというか、本当に大変な時代だなというふうに受け止めているところです。背景には様々ありますけれども、いじめももちろんですし、学業不振だったり、家庭環境、人間関係の問題、SNS、様々な要因が複雑に絡み合っているというのが実情でありまして、あと最近ではコロナ禍によって、生活の仕方の変化であったり、あるいはSNSがさらに広まってきたことによって、人間関係をうまく構築していくことが難しい、複雑になっているということも考えられるかと思います。

こうした事態を大変重く受け止めておりまして、今後も子どもたちの心の健康を支援するために、関係機関とも連携しながら対策を進めてまいりたいというふうに考えております。子どもたちが、心配事があったときにまずは相談できる環境づくり、あるいはSOSを出していいんだよと、どういう方法でSOSを発信することができるんだよといったSOSの出し方の指導なども含めながら、そういった出しやすい雰囲気づくり、そういったことを重点に捉えていきたいというふうに思っています。

学校と家庭、そして地域の方々にもご協力をいただきながら、子どもたちを見守っていく、健やかな成長を見守っていく、そういった体制の強化が今後必要であるというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 今まさに子どもたちの心が大変な状況になっている中で、大人が

そこにどう寄り添っていくのかというのが大切になってきているというふうに思っています。教育長がおっしゃったように、自分がそういう状況にあるということを発信していいんだよ、そういう環境づくりというのも本当に大切なのかな、なかなかＳＯＳを出すというのが勇気の要ることだというふうにも思いますので、そのような環境づくりも必要ですし、では村としてどのような支援体制、今現在行われているのか伺います。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） １１番議員さんにお答えいたします。

まず土台となるのは、学級担任が中心となって子どもの心に寄り添いながら支援を行っているというのがスタート、土台であります。さらに、それぞれの学校内では、担任だけではなくて、学年主任や同学年の教師集団、あるいは養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの相談窓口も設けております。誰でも気軽に相談できる環境をつくるように努めているところです。

また、試行的にはありますけれども、子どもたちに配付されている１人１台端末なんかを使ってチャットなどで相談できるような体制、そういったことも中学校あたりでは若干試行している部分もございます。また、小中学校へは非常勤講師、そしてスクールサポートスタッフ、特別支援教育の支援員、また中学校では部活動の指導員、こういったものを配置しながら、教員以外の人材のサポート、そういったのを継続しながら、教員には子どもと直接向き合う時間、そういったことが少しでも確保できるように努めているところです。

また、さらに、学校だけでなかなか解決できない問題も多くなってきておりますので、健康福祉課はじめ社会福祉協議会や児童相談所、医療機関、場合によってはそのほかの民間の事業者などとも連携をしながら、家庭と地域、連携をさらに強化して、子どもたちの悩みや相談事が少しでも発信しやすい、あるいは相談の解決に向けて動ける、そういった支援体制を整えていくということが大切だなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（押山義則） １１番。

○１１番（武田悦子） 今、まずは担任の先生がというお話がございました。やはり学校が子どもたちにとって、すごく居心地のいい場所でなくてはならないなというふうに、まず初めに思うんですね。そのためにも、先生方にはしっかりと子どもに向き合ってほしいし、子どもたちに向き合う時間をつくってほしい。先生方にゆとり、余裕がどれだけあるかによって、やっぱり対応の仕方というか、そこが違ってきてしまうのかなというふうにも思っています。

今、教員不足というふうに言われて久しいわけですが、大玉村ではどのような状況になっているのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） １１番議員さんにお答えいたします。

ご質問にもありましたとおり、全国的な傾向として教員不足が大変深刻な状況になっているところでもあります。本村におきましては、玉井小学校で1学期末での講師の退職に対して、その後の補充がない状態で実質1名欠員の状態で今現在まで来ております。現在、教務主任が代わりに学級担任をしつつ、その業務内容は他の教員に分散させて何とかしのいでいるという状態でもあります。さらには、県教育委員会にも繰り返しお願いをしまして、正規の教員配置まではちょっと及ばなかったんですが、短時間の講師を配置していただいたりしながら、何とか子どもたちの学びを継続させているというのが現状にあります。今のところ、大山小学校と大玉中については、定数上の欠員は生じていないというふうな状況にあります。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 本当に全国的な傾向で教員の成り手不足というのが出てきているわけですが、教員の定数そのものを増やして教員の数をもっともっと増やさなくては、子どもたちにしっかりと寄り添った支援ができないんじゃないかなというふうに思っています。そういう点からも、しっかりと教員を増やせ、もっとしっかりとした体制をつくれというふうに要望していただきたいというふうに思っているんですが、この点についてはどのような要望活動が行われているのか伺います。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

機会のあるごとにそういった要望は申し上げております。直接、人事関係の会議等で教育事務所、あるいは教育委員会と話し合いをすることができるチャンスには、そういった現状をお伝えしながら要望しております。さらには、町村教育長協議会と、あるいは全国の町村教育長協議会、こういった組織もありますので、それらの組織の中でも、それらを通しながらも、毎年、定数改善、加配の充実等については要望しているというのが状況であります。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 今後も要望活動を続けていっていただきたいというふうに思います。

学校給食無償化の課題について。この間、本当に何度も何度も求めてきました。ようやくこの3月議会の7年度予算の中で、4月からの学校給食費無償化の予算が計上されました。本当によかったというふうに思っています。学校給食は、自分が食べるものだから自分で負担するのは当たり前なんだという考えをお持ちの方もまだまだいらっしゃると思いますが、学校給食、これも教育の一環であります。誰でもどこに暮らしていても安心して食べることができる、そういうものになるべきです。このような意味からも、無償化への取組は国全体で取り組むべきものだというふうに思っております。国でも無償化への話が進みつつありますが、地方の自治体からも国への要望をより強くして、一日も早く国が無償化へかじを切るように求めていただきたいというふうに

思います。考えを伺います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えします。

国のほうで、26年から小学校、あとはその後逐次ということではありますが、ただ、給食の無償化というのは前から話にはのっておりましたが、政局によってはまた先送りということが繰り返されましたので、それを待つという手もあったんですが、今回からそういうことで無償化を実施したいということで考えております。これは、当然教育委員会のほうの関係も、それから全国町村会等でも国のほうに給食費の無償化については強く求めているところでございます。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 県内でも多くの自治体で無償化が進んできています。大玉村もその流れに乗っていただいてよかったなというふうに思っています。

子どもの数、昨年1年間の出生数が72万人と過去最低になりました。出生率が回復しない最大の理由は、子育てにかかるお金だというふうに言われています。学校給食費にはじまり、高等学校、大学と学年が進むにつれその負担は大変なものがあります。市町村の手に負えるものではありませんから、市町村では声を上げることが大事だというふうに思います。自治体にとっても、10年、20年後の安定した社会実現にとっても、出生率が回復していくことは大事なことだというふうに思っています。これらの問題に対し、村長の考えを伺い最後の質問とします。

（「抽象的なので具体的に」という声あり）

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 学校給食費の無償化は当然のことですが、その他学校に係る費用というのも大変な負担があります。小中学校ですと、教科書等々は無償ではありますが、そういう部分、そのほかにかかる部分、子どもたちが学校に通う、高校の無償化というもの今言われていますけれども、じゃ、大学はどうなんだ、そういう点での子どもたちの学ぶ機会を奪わない、そういう点ではやっぱり国の取組が重要かなというふうに思っております。それらについて伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 教育は国の礎といいますか、基礎となる人材を輩出するところですので、これが将来的にも国を支えるということにつながりますので、当然、教育に対する支援等については国も最大限の努力をしてほしいなというふうに考えております。

特に、なかなか経済的な事情で進学ができないというような方も数多く実際には存在されますので、そういう方にも教育の機会の均等ということですか、学ぶ意欲のある人が学び続けることのできるような制度というのは、学費だけではなくて、それ以外の分野でもやはりきめ細かく手当てをすべきだなというふうに考えておりますので、これは機会あるごとに国のほうにも求めてまいりますし、村のほうでも必要なものについてはしっかりと検討、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、11番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

（午後0時04分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 4番渡邊啓子君より通告がありました「高齢者の居場所づくりを」ほか1件の質問を許します。4番。

○4番（渡邊啓子） 4番渡邊啓子です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります2件について、これより一般質問を行います。よろしく願いいたします。

初めに、高齢者の居場所づくりについて質問させていただきます。

高齢者の介護予防や孤立を防止するために、気軽に立ち寄れる居場所づくりを国でも推奨しておりますが、大山地区にも、まちなかふれあいかよい路のような居場所を求める声があります。毎日、何もすることがなく過ごしていると、閉じこもりや要介護のリスクが高まります。

前回の12月議会で、昨年10月末現在の独り暮らし高齢者世帯数は198世帯、老老世帯は283世帯ということ伺いました。特に、独り暮らしの方は、どこへも出かけないでいると、一日中誰とも話さない日があると思います。長時間しゃべらないでいると、声が出にくくなるからと自分に話しかけ、今日は掃除機をかけましょうねとか、お昼ご飯を食べましょうねと、自分に語りかけたり、歌を歌ったりと工夫している方もいらっしゃると思います。

現在、村内で行われている高齢者対象の事業や、各団体が行っている高齢者が集う場は、どのようなものがあるのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

高齢者の方が集う事業といたしまして、改善センター等で実施しております大玉いきいき大学や、各集会所等で行われております地区のサロンや老人クラブ、元気づくり会、包括支援センターが行っている頭と体の健康クラブなどがございます。

また、アットホームおおたまなどの温泉施設を利用しまして、保養の機会とお互いの親睦を深めることを目的としました高齢者健康管理事業につきましても、高齢者の集いの場ということで活用いただいております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○４番（渡邊啓子） 様々な居場所があることが分かりました。これらは、何かをすることという目的を持って集う場所であると思います。まちなかふれあいかよい路のような、そこに行けば誰かに会える、また、そこにいれば誰かが来るというような、ふらりと立ち寄れる居場所を大山地区にも強く求める声があります。

高齢者の居場所として大変ありがたかったＰＬＡＮＴ－５内にあった６５歳以上の方が利用できる無料休憩所大玉サロンは、新型コロナウイルス感染症が流行してから、ずっとやっておりません。また、店の片隅に椅子が置いてあり、情報交換の場であった個人商店も減少しました。

将来的には、（仮称）子育て支援センターが住民の居場所の役割を果たすことになるとは思います。建設されるまでの間だけでも、東部ふれあいセンターや北部ふれあいセンターに、高齢者が自由に集える日を設定できないでしょうか。考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） ４番議員さんにお答えいたします。

各ふれあいセンターにつきましては、定期的に利用されているサロン、それから各種団体等ございます。それらとの調整が必要になりますので、年間の利用状況等を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） ４番。

○４番（渡邊啓子） ありがとうございます。新型コロナウイルス感染状況も落ち着きつつありますので、ぜひともその辺の調整を前向きにご検討をお願いいたします。

次に、２つ目の質問、通学路のさらなる安全・安心について質問させていただきます。

冬期間は日が暮れるのが早く、中学生や高校生の帰宅時間帯には既に暗くなっています。暗い夜道を自転車や徒歩で通行するのは危険を伴います。特に、移住された方は本村の夜道が暗いことに不安を強く感じており、防犯灯の増設を願っております。安全・安心のために、防犯灯のさらなる増設が必要ではないかと考えます。

まず、村内の防犯灯の数を伺います。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） ４番議員さんの質問にお答えいたします。

現在、村内に設置されております防犯灯、街路灯を含みますが、全部で合計８７８基あります。内訳としましては、村が管理しているものが６１０基、大山防犯協力会管理が７５基、玉井防犯協力会管理が１００基、２区防犯管理が２９基、商工会管理が６０基と、寺久根地区の防犯組合、こちらが４基の合計８７８基であります。

以上です。

○議長（押山義則） ４番。

○４番（渡邊啓子） 詳細にありがとうございます。８７８基、令和６年３月にも防犯灯に関する、これはＬＥＤ化の質問をさせていただいたときに約８６０基だったので１８、２０近い数が増えたことが分かりました。

過去5年間の防犯灯設置の実績をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 4番議員さんの質問に再度お答えいたします。

過去5年間の防犯灯の設置実績につきましては、こちらの村が新設したものに限り
ます。令和元年度が12基、令和2年度が15基、令和3年度が23基、令和4年度
が11基、令和5年度が3基の合計64基であります。

以上です。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） ちょっと先ほどの数字にそこがありましたので、後で確認したいと
思います。

次に、現在提出されている防犯灯設置の要望数をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 4番議員さんの質問に再度お答えいたします。

こちらの防犯灯の要望数ということで、今年度の防犯灯の設置要望数については
9か所でございます。内訳としましては、区長さんからの要望を、まず要望数として
おります。内訳としましては、大玉3区から3か所、大玉13区地内が2か所、大玉
5区地内が1か所、大玉14区地内が1か所、大玉15区地内が2か所の合計9か所
となっております。このうち参考までに、今年度は審査の上、5か所防犯灯を新設
してございます。

以上です。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 本村の防犯灯設置基準というのはあるのでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

防犯灯の設置基準につきましては、防犯灯の定義であります、安全対策として主に
住宅地及び周辺の暗い場所に防犯を目的に設置する照明灯ということでございます。

それに基づきまして、内規としまして、設置することで夜間における歩行者等の安
全かつ円滑な移動の効果が期待できること、周囲に住宅の建物があり、設置すること
で防犯の効果が期待できること、この2つを基準としてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 内規として基準があるということでした。自治体の中には、
設置基準をホームページで公開しているところもあるようです。

防犯灯の設置状況は、日没後のほうがはっきり分かりますが、防犯灯が点灯してい
る時間帯に村内を巡回したことはあるでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

担当課職員によります定期的な夜間パトロールという形では実施しておりませんが、

職員が村内での各種会合や訪問などで夜間に村内に出向いた際や、通勤、外出時など、そういった場面で見回っているという状況でございます。その際に、防犯灯の蛍光管の点滅や切れている防犯灯があった場合には、担当課へ報告するというところでお願いをしているところでございます。

あわせて、毎年10月に、地域安全運動の活動としまして、大山と玉井両防犯協力会、消防団、駐在所等の防犯関係団体によります夜間防犯パトロールというものも実施してございます。さらには、大山・玉井両防犯協力会では定期的な夜間パトロールを、消防団では毎月2回夜間の定期火防による地域巡回を実施しており、それぞれその際に防犯灯の切れている箇所等について確認していただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 職員による定期的な夜間パトロールは実施していないが、いろいろな消防団等による夜間パトロールは実施されており、防犯灯の切れている箇所などへの対応はなされているというお答えでしたが、切れているところだけではなく、この辺ちょっと暗いところが続くので、防犯灯をこちら辺に1つ必要ではないかななどという要望というか情報はないのでしょうか。例えば、北部ふれあいセンターから北方向へ、暗い中を自転車で帰っていく中学生がいるのを心配する声があります。現場の状況にもよると思いますが、電柱がないところへ防犯灯を設置するのは難しいのでしょうか。また、費用は幾らぐらいかかりますか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

村民の皆様から、直接という設置要望というのもございます。大玉村は農村地域でございますので、住宅地のみならず中山間部ということもございます。村民の皆様全ての要望に応えるのは難しいというふうにも感じてございます。

そして、先ほどの設置の費用ということでございますが、電柱を新たに造るに当たっては、1基当たり20万円程度かかるというような情報になってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 先ほどのいろいろな関係者によるパトロール、切れている電灯のチェックだけなののでしょうか。この辺ちょっと防犯灯が必要じゃないかなというような情報はないのでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

職員の皆さんや各団体等につきまして、今ついているところ、そこについて確認してくれということでお願いしてございますので、そういった情報については、今後またお願いするようになってくるのかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（渡邊啓子） 今後、そのように、ぜひお願いしたいと思います。

中学生の通学は3年間、その下校時の暗いのも年間通してではないわけですが、その3年間は短いと感じるか、長いと感じるかは、行政側と住民では大きく異なると思います。また、都市部と農村部では夜間の明るさが異なるのは当然であり、静かで星空がきれいに見えるというメリットもあります。しかし、移住者が増えている大玉村ですから、安全・安心の再確認をお願いしたいと思います。

最後に、村長の考えを伺います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 4 番議員さんにお答えいたします。

街路灯については、本当に大玉の地区的な散居と言われている、集落が非常に距離感があるということで、その間を全部街路灯で埋めるというのは、物理的に多分無理だろうというふうに考えておりますが、やはり、子どもたちの通学とか、そういうものの安心というのは最優先で考えなきゃいけないので、その辺についてはしっかりと内部で検討して、先ほど言われました北部ふれあいセンターから杉田のほうに行くところは、前からそういう要望もありましたが、先ほど20万円と言いましたが、あれはあるところにつけるのに20万円です。

電柱は新たに付けてくれるの、（「つけたのが20万円で、電柱が4万円」「あれば4万円」という声あり）ない場合は。（「20万円」という声あり）それは電柱付けてくれるの、（「電柱の据付け込みで」という声あり）込みで。

玉井街道につけたときがあるんですよ。1か所、右側に。あのときは、もっともっと高かった記憶がありますので、新たに電柱をつけるというのは、コンクリート柱を持ってきて設置して電線をつないでやるということで、その北部のほうは、それがなかなかないということで進まなかったという経過がありますが、全部ひっくるめて20万円でできればね。

あともう一つは、ソーラーでやるという方法も検討したことがありますが、ソーラーの場合にはやはりメンテナンスが大変だということで、かえって高上がりだというようなこともあって、ソーラーについては少し現実的ではないという、その当時ですね。ただ、現在は少しよくなっているということもあると思いますので、その辺も含めて、できる限り要望には応えてもらいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（渡邊啓子） 前向きなご答弁ありがとうございました。

明かりが1つ途中にあるだけでも、本当に安心感が変わるといいますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、4 番渡邊啓子君の一般質問を打ち切ります。

9 番鈴木康広君より通告がありました「生活道路の維持を」ほか1件の質問を許し

ます。9番。

○9番（鈴木康広） 9番鈴木康広です。議長の許可をいただきましたので、生活道路の維持を、ほか1件の質問を行います。

今日、私の前の議員の方からいろいろ質問があったように、今年については非常に寒さが厳しく雪が降ったという、例年にない状況が起きています。実際に、生活道路というものについては、大玉村で村内のほうの一般の予算、要するに村費のほうで、できるだけそれを維持する形で頑張っているということについては、委員会とかを通じて十分に理解はしておりますが、実際に予算の関係があって、十分それが全て進んでいるかということ、なかなか難しい現状にあるのかなと思っています。

そこで、国土交通省のいろいろな制度、通学路の交通安全や、冬期の凍上災害対策の交付金などを活用して、必要とされる道路の改良や補修ということ、これができないかということについての質問をさせていただきます。

まず初めに、児童生徒の通学路交通安全対策の交付金を活用した道路改良のここ数年の実績があるかどうか。あれば、その内容を伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 9番議員さんにお答えいたします。

通学路の交通安全対策における国交付金の近年の活用実績であります。大山小学校管内では、谷地・戸ノ内線の谷地地内から新田地内までの延長690.5メートルについて、歩道設置の道路改良を行っております。これにつきましては、平成25年の測量設計から始まりまして、平成30年4月に供用開始しております。

玉井小学校管内では、こちらも村道になりますが、細田・矢沢線の細田地内の延長105.5メートルについて、同じく歩道設置の道路改良を行っております。こちらにつきましては、令和4年の測量設計から始まりまして、今年度令和7年1月に供用開始しております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） ありがとうございます。

実際に、交通安全のほうの交付金を使ったものが、平成25年から30年までの5年間というものと、令和4年から7年までの3年間という形で2度、大山小学校と玉井小学校で実施されているということが、今お話がありました。これは実際に申請をして通ったという実績があるということなので、この制度自体は、申請をすれば該当する可能性が十分にあるのかなと。あと、この期間が開いたことについては、国の予算の関係で間が開く必要があるのか、それとも、その間の申請を当村でやっていなかったのか等は分からないんですが、取りあえず今、村内の通学路等について回答したいところは担当課も含めて多くあると思いますので、その点について2番目に質問したいと思います。

村内の小中学校の通学路で、歩道や自転車の通行道が必要な箇所は多数存在すると考えます。国への申請による補助金の活用、これをどうでしょうかという形で伺いた

いと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 9 番議員さんにお答えをいたします。

通学路の安全対策につきましては、本村におきます道路行政のほうを重点施策というふうに捉えているところでございます。

村では毎年、道路管理者である建設課、それから教育委員会、小中学校、警察署、県土木事務所、村交通教育専門員をメンバーといたしました大玉村通学路安全推進会議を開催しまして、それぞれの危険、各小学校で覚知しております危険と思われる箇所の合同点検、さらには対策について検討しているところでございます。こういった中で、ここについては改良が必要なのではないか、あるいは警察署の公安委員会における規制が必要なのではないか、横断歩道の設置が必要なのではないかというふうなことを、この会議の中で協議をしているところでございます。

本年につきましても、去る 2 月 28 日にこの推進会議を開催いたしまして、6 年度の要望箇所として、新たに玉井小学校から 2 件、大山小学校、大玉中学校から各 1 件の要望が出たところでございます。

これら全てが、国の交付金に定めます通学路安全対策に合致するかどうかというのは、また別な基準等に基づくものでありますので、これらの内容についてはそれぞれ進めながら、また、進捗状況について各機関と情報を共有しながら進めていくところでございますが、村としては、引き続きこの国の交付金に該当する事業あるいは路線、こういったものについては積極的に活用を図っていきたい。年度が空く部分につきましては、その当該路線の該当の有無、また全体的な道路の改良事業、こういったものとの調整から年度が空く場合もございすけれども、基本的には積極的な活用を図っていききたいという考えは変わらないものでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 9 番。

○9 番（鈴木康広） ありがとうございます。通学路安全推進会議という形の中で、多くの知見を集めて、実際に、今年についても 2 件、1 件の計 3 件。これは必ずしも国に出すというわけではないんでしょうが、そういう形についての、もう既に策定というか、選別が行われていると。

あと、今、最後にお話があったとおり、国に対しては継続してしっかりした対応ができるように頑張っていただけということなので、ぜひ、実際に国のほうの交付金の利用ができるような状況がまた進んで、少しでも村内の道路についての安全が確保されることをお願いしたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

先ほど、ちょっと言った寒さ関係のことなんですが、2 月の天候は、強い寒気による大雪と暖かい日が交互に訪れるという。実際 3 月になったら、もう何か春なのかなと、ぽかぽかしているなと思ったら、ここ数日、急に寒い日が来るような形になっていて、今までにないような天候なのではないかと思っています。

路面の凍上によるひび割れなどが発生しているのではないかと私も考えています。多分、実際に温度差があると発生しますので、これは実際に発生すると思うんですが、国の凍上災害の道路復旧支援というのがありますので、その活用について伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 9 番議員さんにお答えをいたします。

道路の凍上災につきましては、冬期の低温によって、道路の路盤に霜柱、この水分が凍結することによって地盤が隆起するというふうな凍上現象によって、道路舗装にひび割れが発生するという災害でございます。

これらの採択要件につきましては、その年の冬の凍結指数、これが過去 10 年の確率凍結指数を超えた地域におきまして、アスファルト圧が 3 センチ以上のアスファルト舗装道路が対象というのが採択要件となっております。直近 10 年の全国におきます採択年と採択件数につきましては、平成 30 年度に全国で 107 件、令和 3 年度に全国で 15 件、令和 5 年度に全国で 3 件となっております。

凍上災につきましては、国が各地の気象から、この災害復旧事業に該当する年度かどうかを決定するということで、気象と、それからその道路の損壊の状況、これの因果関係というのを立証することが比較的難しい災害であるというふうに考えてございます。

結局、それが凍上によるものなのか、路面の劣化によって発生したものなのかというのが、比較的、凍上災であるという因果関係を立証することがなかなか難しい災害であるというふうに認識をしているところでございます。

これら、その年、凍上災があるのではないかというふうな部分なんです、その場合には、国からの凍上災における災害復旧事業の取扱いの通知、これが 4 月以降に示されますので、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 9 番。

○9 番（鈴木康広） ありがとうございます。

凍結指数について、10 年間のもののデータを超えているものというふうな基準があるということで、凍結指数自体、あと大玉村で、実際にどういうふうな温度状況があったのか、これを多分調べるのが可能なのか。

大玉村のこの 10 年間の状況と、今年の状況、大きな温度的な、要するに変化があるということが事前にある程度調べておくことができれば、4 月以降に示されたときに、速やかに、国のほうの申請も可能かと思しますので、ぜひ準備を進めていただいて、実際にはこういうふうな災害事態が起きないことが一番いいんですが、その可能性のあるような年については、ぜひ、そういうものについて活用できればなど。上の制度も含めて、少しでも村内の生活を、国の予算を使いながら適正に維持していくことにすごくプラスになると思いますので、その件について、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

では、2 番目の質問に移ります。

「集落支援員の配置を」という質問になります。

当村、大玉村は、人口が増加し、高齢化率も低いという、福島県内でもほかにはない、非常に明るい。実際に、大玉村に住んでみたくなるということを実現しているような村だということは、私も十分に、知っているとおりに誇りに思っています。

しかし、大玉村の地域によっては高齢化というか、高齢者が多く住んでいる地域、または住民が減少している地域というのが実際にあり、集落の維持が難しい地域もございます。その集落支援員という制度を使うことによって、その地域への集落、もしくは生活のほうのクオリティを維持するための支援ができないかという観点から質問いたします。

初めに、集落支援員の業務とその待遇、給料等も含めたものです。また、その配置の実績が大玉村にあるかを伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 9 番議員さんにお答えをいたします。

ご質問の件に関しましては、総務省の資料によりますけれども、その業務につきましては、集落の維持活性化を図るため、地域の実情に詳しく、さらに集落対策の推進に関しましてノウハウを有する人材が、その集落の巡回、状況把握、住民同士の話し合いなどの促進、これらを通じまして、必要とされた具体的な取組や、その取組主体となる地域運営組織のサポートを行うというふうに位置づけされております。具体的な事例を申し上げますと、例えば喜多方市ですと、集落のイベント支援による活性化対策であったり、有害鳥獣対策に向けた助言や対策支援を実施されているところでございます。

また、岩手県内の自治体におきましては、木材校舎を活用した交流人口拡大を図るイベント等の企画を実施されたり、遊休農地を活用し、都市部から農業体験希望者を受け入れるなど、集落の維持活性化のための活動をされているようでございます。

また、待遇関係でございますけれども、これは給与とかそういった収入面になります。国の資料によりますと、集落支援員の配置に当たりまして、特別交付税の措置がございます。その集落支援 1 人当たり 1, 0 0 0 人の場合ですと 4 8 5 万円、他の職との兼務兼任の場合は 4 0 万円が上限で交付されるというふうになっております。

なお、最後の質問でありました配置の実績につきましては、現在のところ本村ではございません。

以上でございます。

○議長（押山義則） 9 番。

○9 番（鈴木康広） 詳細な説明ありがとうございます。

実際に、その集落支援員の業務については、イベント等の支援とか雇用人口の増加、農業体験、そこから農業体験をする人を迎えるときの準備とか幅広いものが該当になるのかなと。イベントではないんですが、先ほどの質問者にあったように、各集会所とか、もしくはふれあいセンター等で、その支援員の方がいるところに地域の方が行

って相談事とか、そういうこともその集落支援員にとっては、ある意味大事なことのかなと考えたりしております。

今までにあったことを、実際に該当になった実例と同じものであれば、当然これは非常に可能性が高いと思うんですが、それだけにとどまらず、大玉の地域で必要なものをどうやって見つけていくか。そういうものをぜひ検討した上で、その可能性について検討いただければなど。

実は、なぜこんな質問をしたかなんですが、2番目のほうに書いてあるんですが、日本農業新聞、2月18日の新聞の中に、JAの本来業務と集落支援業務を区別、やっぱりJAでJAの仕事をしながら、要するに回ったときに集落支援員の仕事をする、これはちょっと違うということで、分けた形であれば、JA今の現職職員がこの担い手になることが可能という報道がありました。これは実はJAだけじゃなくて、郵便局の職員についても同じような報道があったんですが、この制度というのは、集落支援員の大事な資質というか、じゃ、どういう人になるのかといったときに、地域をよく知っていて、地域とのつながりのある人ということが今挙げられています。

JAの職員って、本当に地域のことをよく知っている。私の同級生も含めた農協の方々って、本当に地域のことをよく知っているんですね、どここの誰さんとか。そういうことを考えますと、そういうふうなJAのほうの職員というのは、地域で、これがその担い手になることができれば大きな力になる可能性があるのかなということ、今回質問に至っています。

地域の問題を解決するために、支援員の配置について再度伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 9番議員さんにお答えをいたします。

通告書の内容と、若干、今お話しされた内容は違いがあるのかなというふうには思われますけれども、基本的に、通告のありましたJA関係からお答え申し上げたいと思います。そもそも集落支援員制度につきましては、先ほども申し上げましたとおり、地域の問題の解決方法の一つとして認識をしておりますけれども、その問題解決方法には様々な形があるかと思っております。例えば、職員が直接関わったほうがよい場合もありますし、また、地域おこし協力隊が関わったほうがよい場合というふうな、幾つかのケースがあるかと思えます。

先ほどお話のありました新聞報道のJA職員の兼務、これに関しましては、あくまでも当該JAの状況にもよります。職員が関わるのが可能な場合と、そのJAの職員、ここですとふくしま未来、その本部のほうがどういう判断をされるかというのが肝心な問題になってきます。

大玉村だけが、大玉村地区だけを、それでやるというふうには、多分、そういう方針は示さないと思いますので、やるのであれば、管轄管内を全てそういう形で対応しましょうというふうな方針になるのではないかなというふうに思います。したがって、JAが携わるというのは、大玉村の判断だけではなかなか難しいということになってまいります。

後段のほうでお話がありました、今後の集落支援員の配置ということでございますけれども、総務省のほうの特別交付税措置が当然ございますので、今後、それらの活用が大玉村に合うかどうかも含めまして、さらに検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 9 番。

○9 番（鈴木康広） ありがとうございます。新聞を見て、その文面だけから思いついたことを質問したということで、実際に、今言った J A 本部のほうで、広域的にこれを実施することが、現実的にすぐ可能なのかというと、確かに、今おっしゃったとおりに難しいのかなという気持ちは、今話したとおりました。

実際に大玉村については、それ以外にも協力隊とかという形で、いろんなものこのような制度を使っていますので、そういうものをより進めていくことで同じような効果が期待できると思いますので、これにこだわるわけではないんですが、もしそういうふうな流れがこの地域とかであったら、ぜひこれについても大玉村で検討していただければなと。

国の制度というのは、多分、私のように、まだまだ勉強不足の者が皆さんに話をするのはちょっとおこがましいんですが、多分、昔、同じ制度を使えないかなというふうに申請するときに、やっぱりこれはこういう理由で使えませんねという説明があったものが、要するに、時代の変化とか社会状況の変化によって、使える可能性ができたものもあるかと思うんですよ。なので、ぜひそういうものについても積極的に調査研究していただければということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、9 番鈴木康広君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後 2 時 3 0 分といたします。

（午後 2 時 1 2 分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後 2 時 3 0 分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 1 0 番須藤軍蔵君より通告がありました「農業振興諸施策での重点について」の質問を許します。1 0 番。

○1 0 番（須藤軍蔵） 1 0 番須藤軍蔵です。通告いたしております大玉村農業振興の諸施策での重点等についてお尋ねをいたします。

農業全般、食料の生産については、その担い手の高齢化や価格の不安定等々、さらには、近年の異常気象による災害等々も相まって、日本中その衰退が加速している状態であります。

我が村においても、農地の維持管理の方策をはじめ様々な課題が出ており、当局もそれは認識していると言いながらも自己完結する問題でもなく、様々な問題でも有効

な手だてがないというのが現実ではないかというふうに思うわけであります。

そうした従来のこれを取り巻く状況の中から、新たなものを入れながら、何か一つでもその突破口になる、そういうものが何かないものかということでの願いからの質問であります。

まず1点目は、昨年の11月だったでしょうか、東京農業大学との連携協定というものをされたというような報道があります。新聞で読んだだけで、それら中身については承知していないわけでありまして、まず、その協定をした最大の眼目は何だと。そしてその上で、その連携の幾つかの項目があったものです。

それらについての項目について、幾つか併せてお尋ねいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

東京農業大学食料環境経済学科と、議員お尋ねのように、昨年の11月25日、目的といたしましては、地域経済、農業の発展、持続性の向上、人材育成のため、産業振興地域づくり等の分野において、相互に協力することを目的といたしまして、連携協定を締結したところでございます。

最大の眼目といいますか協定の狙いとしては、これら東京農業大学の当該学科と相互交流を推進することによりまして、人、物、情報、こういった交流の活性化を図りまして、その効果が村の内外、あるいは様々な分野、多方面に普及することを大いに期待しているところでございます。

協定における連携事項といたしましては、今ほどの目的でも申し上げましたように、地域経済、農業振興に関する事項、農産物等の販路拡大等に関する事項、調査研究等における相互交流に関する事項、東日本大震災からの復興と風評払拭に関する事項、農業実習等の現地実証に関する事項、その他の項目というふうにしておりまして、この中の項目の幾つかにつきましては、令和3年度から個別に交流を進めておりましたが、今回これらを包括的に整理いたしまして、大玉村と食料環境経済学科との連携協定として締結したものでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。

今ほど、それぞれ人、もの、情報交換、交流、そうしたことを基調としながら、今言われたようなことについて取り組むんだというお話でありましたが、そうした事柄を踏まえて、それでは、どちらかというと、今までいろんな協定なり、外部との取組やったり、このPRが非常に村長、最近うまくて、外に向けてのPRというのは非常になんだけれども、実態として、農家の人、これを通して、何か交流の結びつきがあつてよかったと言われるようなこの取組というのが1つでも2つでもあれば、また進む。ひとつその効果が上がると思うんですね。

そういう意味では、今言われたような立派なそういう取組の内容が、ここに村民がどういう形で関わっていけるか。そのことが、全体の効果を高めるために役割を果た

すんじゃないか。どういう関わり方をしたらいいのかなということについて考えがあればお尋ねいたしておきます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

連携事項の一つといたしまして、農業実習等の現地実習に関する事項というものがございしますが、これにつきましては、今年度、村内の農家さんに農業実習の受入れの協力を依頼するという事で、村内の農家さんにもお世話になりながら、これら実習等の実施をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、地域経済、農業振興に関する事項というところにつきましては、過去においても提案をいただいておりますけれども、村内の農産物を使用いたしました六次化商品のアイデア、さらには開発の連携についても計画をしておりますので、村民の方々や団体が関わる事業展開を予定したいというふうに考えているところでございます。

もとより、こういったこと、関係者だけではなくて、これらを広く、やはり村民の方々にお知らせするということが極めて肝要であるというふうに考えておりますので、こういった取組についても、時期を逃さず、村内に周知を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） そういうようなことについて取り組むんだという具体的な一つの事例が示されたわけでありますが、今の話ともダブるんですけども、最初からこれやったからこうだという答えが、今日の農業にあるわけではないんですけども、あえてそういうもの、特別にこれによって、その学校でやったかということでの、あえて言えば、どういう期待が一番求められる。あわせて、この協定というのは、どこまで、いつまで続くのかということをお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

今ほど申し上げました村内における実習でありましたり、それから六次化の商品開発でありましたりというふうな部分を、皮切りでありますけれども、当該食料環境経済学科、その名のとおり生産活動、こういった分野のみならず、環境・経済分野まで幅広くカバーする学科でありますので、これらの商品の開発支援や販路の拡大、それから現地実習、そういったものの情報発信、こういうものを通じて村の認知度を向上、さらには関係人口の創出、こういったものを大いに期待するところでありまして、これらがもたらす村内の生産者への意欲向上、さらには収益向上につなげていければというふうに考えているところでございます。

あわせて、この連携協定の期間でありますけれども、締結日から5年間が有効期限であります。有効期限の30日前までに、双方から延長の申出があった場合には、相互協議の上、さらに5年間更新していくというふうな協定としてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。

次に、地域計画の策定等の取組についてお伺いをいたします。

村が中心となって農業団体等々と一緒に進めておりますこの地域計画、もう取りまとめる段階になっているのかなというふうに思いますけれども、これらの概要、そしてまた計画策定の進捗状況というものについて、まず最初にお尋ねをいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

地域計画につきましては、昨年度から村が主体となりまして策定を進めているところでございます。

地域計画と申しますのは、従来の人・農地プランの進化形でありまして、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業のいわゆる設計図とも言えるものでございます。

この策定作業の進捗につきましては、昨年4月と6月に、大山地区の農業者の皆様にご話し合いの場を設けさせていただきました。その後、7月に同様の話し合いを玉井地区で行い、農業者の皆さんの耕作意向を農業委員会において取りまとめをいたしまして、11月に地域計画の目標地図の案を作成したところでございます。12月には、この農業者の皆様を対象にしました地域計画案の説明会を開催いたしまして、出されました意見等について、それぞれ加筆、修正をし、成案と取りまとめを行ったところでございます。その後、手続に従いまして、関係機関、村農業委員会、JA、県の農業振興公社、安達農業普及所等に意見照会を行いまして、その回答を受けまして、2月12日から26日まで縦覧公告を行ったところでございます。

最終的に、この縦覧公告を経まして、その間に農業委員会に寄せられました農地の貸し借りの状況情報等を修正いたしまして、今週末で、策定作業を完了するという見通しで、現在進めているところでございます。この完了につきましては、村ホームページ等で公告をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。今言われたように、今月末で取りまとめの進め方が終了だということでもあります。

それらを進められる上で、一つの手法として、聞くところによると、大玉村を大きく3つぐらいのエリアに分けて、それぞれの地域のデザインといいますか、こういうふうに描いてみたいというようなお話もあるということでございますので、ざっくりとしたそういう地域なり、選定なり、エリアの設定なりに描かれていることがあるとすればお尋ねしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

今回の地域計画策定に当たりましては、村を大きく3つのエリアに区分し、地域計画の策定を進めたところでございます。

1つの区域としましては中山間地区、これにつきましては、令和2年に、中山間地域等直接支払交付金を受けていた地区が大玉中山間地域事業体ということで、広域組織化をいたしまして、中山間地域における集落戦略を策定いたしました。この集落戦略というのが、交付金の対象となる農地を、今後どのように、誰が管理するというような内容で、今回の地域計画は、その集落戦略を基に策定したところで、まず、今回の地域計画の策定に当たりましては、中山間を先に、このような形でエリアづけをしたというふうな内容でございます。

あと、2つの地区につきましては、それで玉井地区、大山地区というふうな形での小字の集合体というふうなことで設定したところで、玉井地区につきましては、大玉1区から4区及び5区の一部というふうなエリアづけとしてございます。

大きく、玉井地区、大山地区で、方針に大きな差異は基本的にはございません。基本的な事項としては、将来にわたって担い手への集約化を進める。さらには、用水路の老朽化、経年劣化が進んでいること。さらには、農業用機械の運用、効率的な作業を行うために、農地の集積と将来の基盤整備を目指していくんだというふうな内容を目標としてございます。

大山地区についても、基本的には同様の目標を抱えているところでございますけれども、一つ特徴的でありますのは、スマートインターチェンジに関連する地区あるいは国道4号、PLANT-5周辺、こういった村として、今後開発構想を進めたい部分についてはこの地域計画から除外しているということが、大山地区についての特徴と言えば特徴と言える点かと存じます。

以上です。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれ、今、3つのエリアということで分けたと。多分、そういう方向が、これから一つ一つ進める上では、具体的に取り組んでいくのかなと。ある程度の方向づけはイメージできるというふうに思っております。

そうした中でも、それをもっと加速して、きちっと進むには、いろいろ農業を取り巻く情勢は、もう毎回毎回言われてきて、なかなか進まないのが実態である。そういう中でも、何か一つ具体的に進めないと、もっと一歩殻を破って具体化していかないということもあるので、村のそういうサイドでは、今年、令和7年には、何でかんでこのことだけはしっかりやって、実にしていきたいというものがあるとすれば伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

地域計画を策定して終わりではなくて、実際に生かしていくことが極めて肝要であるというふうに認識をしております。

地域計画には、担い手への農地集約、あるいは耕作者が不在となった農地を中間管理機構を経由して貸し出すことを盛り込んでおりまして、農地の集積と有効活用を進めることを地域農業の課題解決の柱として位置づけているものでございます。これら、

地域計画ももちろんであります、従来でありますと、では、誰がやるのかというふうなところに力点が置かれておったわけですが、今後、やはり進めていく上で、誰がどのようにやっていくかということが肝要になってくるのではないかと思います。

そういった意味で、令和7年度につきましては、地域ぐるみで農地の集約管理を進めることで、担い手への円滑な農地利用を促しまして、耕作放棄地の発生を防止いたします一つの手法として、地域まるっと中間管理方式というものがございしますが、これらの導入推進について農家の皆様と検討を進めてまいりたいと考えておりまして、その第一段階といたしまして、認定農業者連絡協議会あるいは農業委員会を中心といたしました勉強会の開催を予定したいと考えてございます。また、要望があれば、こういった団体のみならず行政区あるいは集落単位、こういったところでの単位の開催も考えていきたいというふうに考えてございます。

地域まるっと中間管理方式ですが、これはざくっと申し上げますと、集落等を範囲として非営利型の一般社団法人を設立いたしまして、その中の担い手あるいは自作希望を出しての皆さんが会員となっていただきます。その地域全ての農地を、農地バンクを経由して一般社団法人に丸ごと借受けすると。まだ自分で耕作できるという方は、自分で耕作していただいて結構なんです、そうでない部分については、その中の会員の方が協力して、借受けした農地を耕作していくというふうなことで、地域ごとにしっかりと方向が描けるのではないかと。

もう一つは、従来課題となっております水系ごとの集積でありますとか、そういったものにも一定の効果を占めているのではないのかということで、これら課題解決のこれが全てではありませんが、一つの手法として有効なんではないかということで、これらの推進を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 今それぞれ取組について順番を追って、そういう方法でやっていくんだというようなことで、一定程度、とりわけこの大山、玉井地区の取組については、よりイメージができたところでありますが、一番先に取り上げたこの中山間地域ということについて、地域の暮らしの再構築に関わってくるんですけれども、なかなかそう、先ほど言われたように、すらすらすらと部長が答弁したようにはうまくいっていないのが実態でありまして、この前1月に、うちのほうの、私の住んでいるところでも懇談会をやらせていただいて、村長はじめ三役の方にも来ていただいて、その実態は、お話が生に出て、とても今度の7年から始まる中山間の事業には、とても、5年と言うけれども来年も分からないから、最初からみんなに迷惑かけるからやんねえよと言う人もいれば、あとは、畜産農家が衰退して、借りる人が牧草として使っていたのがいなくなったから、けえすぞいと言われても、けえさっちゃんも、実際その維持管理ができないので、混ざらんにんでねえがど。

それから、そもそもが、もう農業はできないというような人、様々いまして、一帯そのまま維持していくということは、はっきり言って一番いいことだけれども、実際、

大玉村だけが維持できるかということは、とてもとてもこの日本全国どこでも人口が減っている中で、とりわけこの山間地あるいは里山地域というのが顕著になっているわけで、大玉村も例外ではないわけで、そういう意味で、一体何をどうだというのがはっきり言って見えない状態で、一つの時代が終わったのかなと。昭和20年以降にそうしたものが進められてきたものは、一つの時代が大きく転換していく時期になったなど、つくづく、この前の1月の懇談会では、いわゆる2世の方からお話がありましたが、そういう意味でも、この新しい村の描き方、あるいはそこの地域に住む人の描き方というのが、やっぱり模索が必要なのかな。

そこにいる人だけではとても、もうどんどんイノシシだの何だのと同じくらいの数になっちゃうか、それ以下になるということになれば大変なので、そういう意味でも新しい様々な形の担い手というものを、いろいろそこにいる人のみならず、そういう方の、先ほどの大学のお話でもありました、そういう外からのいろんな関係人口の関わりとかも含めて、そういう描き方が一定程度必要になってくるんであろうというふうに思います。そういう中で、なかなか、あれ来たとなって農家の人が、じゃ、こうやろうやということにはいかないですね、実態は。

そういう意味でも、村としての一定の、今後、村を描く上でも大切な時期に入ってくると思うので、村として地域に対する関わり方も一層意見も聞きながら、こういう方法はどうか、従来の考えからも全く変わった方向も含めて進めていくということも一つの方法なのかなというふうに思いますので、ぜひ積極的に村の関わりを住民に対して深めていただきたいと思うんです。

いろいろお話の中で、村長も、最後に懇談会でも、村としても危機感も持っているし、皆さんと基本的には同じだと。大いに、今後もそういう意見も聞いたり、村の意見も言ったりして、一層進めていくべきじゃないかなというように締めくくったのかなと私は整理をしたんですが、大いに、ああした場所を活用して、どんどんいろんな情報を提供してもらって、先ほどの学校の話ではないけれども、それもバックしてもらうことが、やっぱり成果につながると思うので、そこら辺も含めてその役割を果たしていただきたいということを村長に申し上げ、それらの考え方について伺っておきたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、農業は今いろんな問題を抱えていますし、特に中山間については、遊休農地が増えているというような状況も十分に承知しております。

この前の懇談会でも少し言わせていただきましたが、このままだとどんどん荒れていってしまって、昔の山に戻ってしまうということの心配も、大変大きなものがあると思います。それから、あと後継者がいないという問題もあります。

この前、中山間のデメリットをどう解決するかということはやっぱりありますが、メリットとして、この地球温暖化の中で、少し標高の高いところでの高原野菜とか、逆手に取ったそういう作付ができないかというようなことも、この前お話をさせてい

いただきました。個の力ではなかなかどうにもならない場合には、やはり集落営農みたいな、それほど大げさでなくても数人で1つの集約した農地で作物を作って、テスト的に作って、それを中山間に広げていくという方法もあるんでないでしょうかというように、具体的に作物についても少しお話をさせていただきました。

そういうものについては、当然、産業課、それから農業振興公社を含めて、一緒に話合いをしながら進めていくということになると思いますが、やはり、そういうところから、話だけで何とかしよう、何とかしようでは一步も進みませんので、やはり、この前言わせていただいたように、一人一人はなかなか作業ができなくても、農業の場合には農業の知識のある方、例えば、自分が作業できなくてもそれに対する知識のある方、それから知識があれば一番いいんですが、なくても作業として加わることはできる方とか、そういう方はそれぞれの能力を集めて何人かで集団で取り組むというのも、先ほど言ったように一つの切り口かなというふうに感じておりますので、その辺も含めて、この前言ったように、十分に地域の方たちと話合いをしながら、村のほうもしっかりとサポートをしていきたいというふうに考えていますので、ぜひ話だけではなくて、今年、何らかの形で1つ、2つ実現をしていければなというふうに考えていますので、地元議員として協力をよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 以上で終わります。

○議長（押山義則） 以上で、10番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

1番館下憲一君より通告がありました「未来の食卓を守るために」ほか1件の質問を許します。1番。

○1番（館下憲一） 1番館下憲一です。議長の許可を得ましたので、さきに通告いたしました2件について、これより一般質問を行います。

最後になりますので、もう少しお付き合いをいただきたいと思います。ちょっと待ちくたびれて、ちょっと喉がおかしくなりましたが。

まず、1つ目の質問です。未来の食卓を守るために、やるべきことは何であるかということで、現在、先ほどの質問者の方からもいろいろ農業関係の質問が出ました。

農業従事者の平均年齢は、2023年で68.7歳ということは、もう既に70歳ぐらいにはなっているのではないかなというふうに思われます。高齢化が加速度的に進んでいるということで、近い将来、日本人が年間消費する米の量を、生産量が下回る時期がやってくるのではないかということで予想されております。おなかがすいたら、いつでも何でも食べられる時代ですが、食卓に当たり前にも米がある環境は続かないかもしれません。

米の価格は、5キログラム当たり4,000円弱の高値で推移していると言われていますが、政府は備蓄米を放出し価格安定を図るといいます。

私は、価格は本当に高いのかなと思います。なぜならば、生産者から見れば、肥料や資材の高騰によるものであり、むしろ適正な価格ではないのかなというふうに思っ

ております。さらに、この時期に、白菜、キャベツ、長ネギなど、寒波や天候不順で値上がりをしています。大切な食卓を守るためにやるべきことについて、村の考えをお伺いしたいと思います。

まず、初めに、先ほどの質問者の方とも少しダブるところがあると思うんですが、以前から申し上げていた、規模拡大に重要な水路の系列による農地の集積の状況を伺いたいと思います。

規模拡大の要件の中で、水管理が非常に重要であり、耕作面積を増やしたいが水管理に時間を費やしてしまうことや、場所によっては水不足などの課題で規模拡大ができないという農家のお話を聞いたことがあります。同じ水路の系列で連坦して耕作が可能であれば水管理が非常に容易となり、労働時間も短縮できるという話であります。

先ほどの地域計画ですか、これらの内容も踏まえて、この課題について村の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（押山義則） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（神野藤浩和） では、1番議員さんにお答えいたします。

地域計画策定の説明と地域ごとの将来の耕作者を予定する協議を行う中で、農業者から、水の管理の面からも水路の系列ごとに集積していくことが望ましいという意見をいただいております。

地域計画の目標地図では、大玉1区、2区、4区、12区、15区、16区の一部において、水系を縦軸とし、主要道路を横軸とした一部区画内で一定の集約が計画されております。しかし、体が動くうちは、また機械が使えるうちは自分で耕作するという意見も多く、完全な集約に至っていないのが現状でございます。

今後、地域計画に基づき認定農業者や農業参入法人等による75%の集積率や、新規就農者の確保、育成、支援など、地域計画の目標達成のため、農業振興公社をはじめとした関係機関と連携し、推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（舘下憲一） 体の動くうちにやるというのはすごくいいと思うんですが、がくっとなったときに、じゃ、誰がそれをやるんだということを、私も実際委託していてそういう状況に直面しまして、本当に困ってどうしようかな、田んぼを持っていて米を買わなきゃならないというような、そういう状況になってしまうということが現実的にあるわけですね。

だから、体が動くうちやるというのは非常にいいんです、やるなとは言えないので。やってもらってどんどん結構なんだけれども、将来に向けて、もし万が一のときはこういうふうにするんだよということを決めるような計画を進めておいてもらわないと、人間どこでどうなるか分からないわけですから、それがやっぱり計画には大事で、絵に描いた餅にならないように、何かあったら、すぐその計画のとおりバックアップする人が出てくるというような方向でやってもらいたいなと。

そこで、農業振興公社とか、今の答弁いただいた農業委員会の局長とか土地改良区

が、地域計画を今一生懸命やって3月いっぱいには完成するということなので、今まで言ったような中身も含めて、みんなが安心して今後農業を続けられる、頼まれるというような計画をつくっていただければと思います。

次、(2)の質問に移ります。

圃場整備事業で整備した水路、圃場整備を何十年も前にやったわけですが、その老朽化対策について、土地改良法が改正になりまして、保全計画をつくって整備を計画的に進めてはどうかというようなその法の改正がありました、これについて村の考えを伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

現在の村の水利施設の状況でございますけれども、土地改良法の改正によりまして、令和2年に、大玉村と大玉土地改良区とで大玉村農業用水利施設の管理区分、この協定が交わされまして、従来、末端水路まで、これは大玉土地改良区が管理をしていくんだというふうな部分でありましたが、この協定によりまして、幹線の用水路及び頭首工揚水機については土地改良区が所有管理する。それから一方で、支川末端の用排水路につきましては、底地は村の所有、通常の管理については受益者が行うというふうになったところでございます。

この管理保全計画につきましては、この支川末端の用排水路、これらについては、特段の国等による財源の手当てというものは存在いたしませんので、村が所有することになりましたこの路線、村内全域で約600キロの延長がございます。多額の予算を伴いますので、現時点では、これらについて全てを計画的に維持更新を図っていくというのは、やや無理がある内容でございます。

しかしながら、議員ご指摘のように、設置から50年以上経過して劣化も進んでおりますので、現在また、今後の対策といたしましては、それぞれの地区において、まずはそれぞれの水利施設を点検していただきながら、維持管理につきましては多面的機能支払交付金事業をしっかりと活用していただいて維持補修をしていくというやり方が、現時点では最良ではないのかなというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（舘下憲一） この保全計画をつくるのは大きい施設だけだというような中身になるかと思うんですが、土地改良区にも川の頭首工とかそういうのがあって、大分古くなっているという状況であるので、これらを土地改良区とか、村集落とか、JAとかが参加してつくる協議会という、この保全計画をつくるための協議会みたいのを発足する考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

昨日、大玉土地改良区の通常総代会が開催されました。その中で、三ツ森池に関する保守、これについては国営で行われるというふうなことでの調査、設計についての

議案等も出されました。設置から七、八十年たちますかね。水路橋の保守、こういったものについても出されました。また、大山の大橋幹線用水路の補修、それから荒池の送水管の更新というふうな、そういうふうなものも出されたところでございます。

いずれも、地区の水利を担う重要な施設でありますので、こういったものを土地改良区としっかりと、協議会というふうなものを設置するかどうかは、また別な議論になるかと思いますが、しっかりとこれは協議を進めながら、その必要性あるいは総体的な村の水利全体を見渡した場合の効果、そういったものについては連携を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（舘下憲一） 4 月 1 日の施行を目指しているということなので、しっかり積極的に取り組んでほしいなど。

それと、今話したように、大きい設備については、そういう国の手があるということで、やっぱり皆さん心配なのは、小さい末端の水路、先ほど言った多面的機能とか、そういうのを利用するということで、そういったものを積極的に、農家の方とか説明していただいて、そういうので対応できるんだよということを言ってもらえば、やっぱりお金かかるというのは皆さん分かると思うので、お金がないからできないなという話ではなくて、そういう事業を活用して少しずつそういう老朽化を延命させることができることを、もっともっと P R していただいて地元と協力してやっていただければなというふうに思います。

それでは、次の（3）の質問に入りたいと思います。

集積する農地が規模拡大すると、畦畔管理の労働時間が増えるというふうに言われています。

農水省の米の生産統計では、水稻 1 作当たりかかる労働時間を作業別にまとめたデータがあるようです。畦畔管理は、水管理も含めて管理作業という分野でくくられていて、それら集計しますと、総労働時間の 26 % を占めると。約 3 割弱を水管理と畦畔管理に労働力取られちゃうと。

機械化が進んで、田植えに要する時間は 10 分の 1 に減りました。昔、最初、手でやっていたので、それを今の何十植えかというでかいのでやれば 10 分の 1 になる。収穫、脱穀については 14 分の 1 ということで、大幅に短縮されました。コンバインは高いので、当然かなという気もするんですけども。

一方、管理作業は 2 分の 1 ぐらいしか、草刈機械とかが性能よくなったとしても、2 分の 1 ぐらいしかなくなってない。省力化が大きな問題になっていて、一番のネックは、やっぱり畦畔の除草がなくなれば幾らでも面積増やせるんだというような農家の声、それから、周囲の除草が手間だから作付しないとかなという方も中にはいるということで、雑草は害虫のすみかになったり、適宜除草することが望ましいとは思いますが、先ほど言ったように、労力がかかる上、本圃の生産性に関して、必ずしも、毎回きれいに畦畔の草を刈ったからといって米が余計取れるというようなことはないんじ

やないかというような話もあります。

しかし、畦畔管理の作業が重要でございますので、それらの軽減するような何か策を、村のほうでは検討しているかお伺いしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

1 番議員ご指摘のように、水田におきます畦畔の管理につきましては、特に草刈り作業については水管理と並んで省力化対応が難しいと言われている作業でございます。田んぼを作っていると、最後に残る仕事は草刈りと水管理だという農家の方の声をよく聞くことがございます。

これら、農業研究機関や企業におきまして、畦畔管理の省力化については様々な研究がなされておきまして、防草、抑草シート、防草シートは根から枯らしてしまいますと畦畔崩れの原因になりますので、草を生やしながら伸びるのを抑える抑草シートというふうなものも開発、現在進められてございます。また、あまり丈を引かないグラウンドカバープランツの開発、さらには、水田畦畔に適した除草剤の開発、ラジコンでの草刈機、そういった様々な技術機器等も開発されておりますけれども、この導入に見合うまたコスト、先ほど1 番議員も申されておりましたように、これらにコストをかけたからといって収入につながるのかというふうな部分もありまして、あまり一般の農家さんに導入が繋がっていないのが実情でございます。

しかしながら、本村におきましても、こういった畦畔管理の重要性は、これからますます増すものというふうに考えておりますので、農業振興公社において、直播の実証田におきますカバープランツですとか、それから防草シート、そういったものを実際に実証に取り組んでいただいて、その内容について、村内の農家の皆さんにそれらの情報を提供しながら、様々な事例、そういったものもより積極的に提供しながら導入を推進していければというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） ありがとうございます。

やはり除草作業がかなりの負担になっているということで、これは、後の除雪のほうでも出てくるかもしれませんが、建設業者のほうに、例えば夏場の仕事づくりということで官地、道路ののり面の除草作業を委託とかということを考えてはいただけないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

現在の農業振興公社において、農作業の協力いただける農家さんというふうなことで、トラクターにスライドモア等を活用しながら、道路除草等を一部行っている事例もございます。

今後、村道ののり面等の除草についても、大きな課題になってくるというふうなことは認識しておりますので、それら村内の建設事業者さんへの発注等についても検討

していかなければいけない課題であるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（舘下憲一） それでは、（４）の質問に移りたいと思います。

畜産業の廃業が増えていますが、耕畜連携による堆肥を活用した循環型農業の維持や、環境負荷低減に取り組むものに必要と思いますが、これらの堆肥、畜産業が廃業になると材料が少なくなるというようなことになろうかと思います。

先ほども言いましたけれども、例えば道路ののり面とかそういうものの除草を堆肥に入れ込むとか、ある程度温度が上がらないとその雑草の種が残ってしまうので、その辺はちょっと技術的な部分もあるでしょうけれども、多分、大玉の体制だったら大丈夫なんではないかなと思うんですが、そういった畜産業でなくなった分の材料を、そういう雑草を活用するとか、そういったものに取り組む考えがあるか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

堆肥生産における刈り取った雑草等の投入というふうなことでございますけれども、刈り取った雑草、これを投入するためには集草という集めるこの作業が極めて重要になってまいります。その部分の作業と、それにかかる労力、費用、こういったものの調整というものが必要になってくるかというふうに認識してございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（舘下憲一） 確かに、その手間がかかるので、人的なものが必要なのかなと。そこで建設業の登場なのかなというふうに私は考えていたんです。

そこで、次の（５）の質問に入ります。

農地を守るためには、認定農業者や農業法人など新規就農も含め担い手の確保や、農家人口を増やす政策が重要と考えます。担い手確保の一つの手段として、親族以外の第三者へ継承を望む生産者が県内でも増えているというふうに新聞報道でされております。その中、県の農業経営支援センターの活用や、地元の若者が共同で作業受託を検討しているなど、情報収集に努めるなど、担い手の確保の考えを伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

本村の農業の今後を考えますときに、認定農業者をはじめといたしまして担い手の確保、農業人口の増加対策については喫緊の課題であるというふうに認識をしてございます。

本村では、新たな担い手の確保に向けた取組といたしまして、新規就農を促進するため、地域おこし協力隊制度を活用した隊員の募集を行っておりますし、今後も進めてまいります。

この制度に、6年度には2名が着任いたしまして、就農に向けた地域や技術の習得を進めているところでありまして、今後より一層地域の方々との連携、それから学び、そういったものを進めるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、認定新規就農者につきましては、これら認定農業者連絡協議会の一員となるように要綱を改正しまして、多くの先輩農業者との情報交換をする機会の創出、そういった組織強化を行っておりまして、継承による新規就農、それから、これら組織的なもの、あるいは国・県との連携を含めた外部からの新規就農者の受入れ、こういったものについても積極的に村として進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（舘下憲一） 第三者への継承という部分もありますが、なかなか時間もかかるというような問題点もあるようで、これも方法の一つとして考えて進めていただければと思います。

次期食料・農業・農村基本計画で、農業生産を支える農業者の確保は、農地と並んで食糧安全保障の強化に欠かせないということを言っております。将来、どの程度の農業者を確保するかについては、目標を定めて、残念ながらないんですね。大事だと言っておいて、何で目標をつくらないのかなと思うんですけども、農業者の減少は、農機の導入など、生産性の向上で一定に穴埋めできているみたいなことを言っている者もいるようです。

明治大学の作山教授は、自給率目標の達成に向け、国内で食料を生産するのにどれだけの農業者が必要なのか試算し、その人数を目標にすべきということで指摘をしているようです。

やはり、大玉村も基幹産業が農業であり、農地荒廃も、もちろん遊休農地が増えるのも困りますけれども、それをやってくれる農業者をきちんと確保していかないと、片方、土地だけ集めても誰がやるんだということになってしまうので、そこは両輪というような考えで進めていただければ食卓を守っていけるのかな、そういったものも含めて、村の基幹産業である農業を村長はどのように考えているか、ご意見を伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 1番議員さんにお答えします。

これは、私はずっと大玉村の基幹産業は農業だと。そして、その農業の中でも米作りが一番の主産業だというふうに考えています。ただ、去年までの米価のことを考えると、田んぼを守りましょうというのは、当然景観を守ることと一緒になんですが、これだけ一本でいくということは無理だということで、転作とか園芸作物への切替えを進めてきたということです。キュウリなんかは、もう既に1億円を超しておりますので、キュウリに代わるようなものをまたやっていくと。比較的、キュウリに関わ

っている方は若い人もおりますので、それで生活ができると、農業経営ができるとなれば、やはり取り組む方が増えてくるだろうというふうに考えていますので、そういう転作なり施設園芸は、これからも強力に進めていきたい、支援をしていきたいというふうに思っています。そこに参入する方が、新たな農業者だったり、後継者であったりというのを期待して進めていきたいと。

それから、今年に入ってから、去年と今年の米価の状態は、もう既に25年産米が予約が入ってきて、断るような状態の人もいるというようなことで、これがいいのか、悪いのかというのは少し問題がありますが、やはり、米に対する意識が消費者も変わってきたというふうに感じています。今までの、あまりにも安過ぎたんだということは分かったと思います。

ただ、買入価格、例えば農協の買入価格と、今消費のほうで言っている間には、かなりの乖離があります。ですから、この高過ぎるものはやはり少し適正になる。その間が非常に大きいので、生産者米価、今のを最低維持して、少しでも、もう少し高く買っていただくと米作りで農家が成立するという状態になっていますので、これを、やはり農水省をはじめ国全体でこういう構造を継続して行って、米作りが日本のやはり農家の中心ですから、そこで経営が成り立つということであれば、今までの後継者不足とか、農家の減少、遊休農地等については解決に向かっていくんじゃないかというふうに考えています。

私はよく、あと5年、10年したら、農業は主産業になるよと。もう少し我慢してやってくれないかというようなことをあちこちで言わせていただいたら、やゆされる。そんなことはあつてなるわけねえべなんて言われますけれども、やはり、そういう方向に向かっているんじゃないかというふうに考えています。野菜もそうです。

それから、地球温暖化で、非常に農産物の生産が厳しい状態。それから、人口は80億から、間もなくあと10年ぐらいで約90億になると。そして、国際紛争があったりすると、食料はやはり戦略的なものになりますので、地産地消、国産の自給率を高めるという動きは、当然に国全体、消費者全体で意識してくるだろうというふうに考えていますので、私は、そういう点ではこの米価、野菜高騰も含めて、農業にとっては少しいい方向に向いてきたのかなというふうに考えています。これで維持できるようになればいいなと、なるんじゃないかというふうに期待しています。それにはやはり、国も、我々行政のほうも、しっかりとサポートしていくことが前提になるというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（舘下憲一） ありがとうございます。大玉の未来の食卓は大丈夫かなというふうに、今思いました。

それで、2つ目の質問に入ります。除雪対策は万全かということで、さきの質問者の方も、何人か内容をお尋ねしているようです。私も、この質問すごくしづらいんですけども、過去にちょっと担当だったときもあるので、何かしづらい中でもします

ので、よろしくお願いします。

態勢は多分万全だったと思います。私も、過去に自分のときは、万全だと思ってやってきました。ただ、雪の降り方とかそういうのが、予想、今は天気予報がかなり進んでいるので、ある程度予測できるのかなという気もしますが、過去においてはどのぐらい降るか分からない、何時に降るか分からないということで、除雪の中で大変な思いをしたなということを思い出しました。

(1)の課題については、もう先に聞きましたので、これはもう結構でございます。

(2)の住民ができることということで、これも先ほど防災無線で呼びかけたり、あとは除雪するとどうしても機械が大きいので、入り口に雪がこぼれるんですよね。これはしょうがないことなんですけれども、それを、例えば雪落としていったやつ何とかしろとかそういう苦情が、私やっていたときは来ていました。スコップで3回ぐらいやれば取れんだから、自分でやってちょうだいと言いたいくらいなんですけど、何でそういうのを呼びかけて、例えば、今、幹線道路を大きい機械で掃きますよと。出入口に雪落ちますが、大変申し訳ないんですけれども、ご自分でよく片づけてくださいみたいなことでやれば、さっきの共助になるのかなというふうに考えています。

(3)の質問になります。除雪可能な、先ほども言いました農業機械トラクターとか、あと除雪の機械なんかをもうちょっと、村のほうに何台かあったのかなんていう気もするんですが、そういうのを消毒機械の貸出しみたいな感じで、例えば各ふれあいセンターの近くに住んでいて、やってくれてもいいよなんていう人がいれば、そういうのを貸出ししたりというそういうことは考えられるかお伺いしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

さきの質問者にも答弁をさせていただきましたが、除雪可能な農業機械あるいは除雪機械の貸出し等についてというふうなことにしましては、その作業中の事故ですとか、それから構造物等の損壊、そういったものに対する補償、補填というふうな部分、それらをどう担保するかというのが一番の課題でございまして、これらが、例えば地域の組織であったりとか、それから自主防災組織であったりとか、そういったところで取組が可能なかどうか、そういったものについては、引き続き他の事例等も見ながら検討させていただきたいというふうに考えてございます。

村の機械の貸出しという点でございますけれども、除雪の分に関しますと、どうしても一定の時間、一定の日にちに利用したいというものが集中する、あるいは破損、そういったものについてどのようにするのかというふうなところもありますので、先ほどの体制、仕組みづくりと併せて、引き続き検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（舘下憲一） 分かりました。事故の問題とかけがの問題、いろいろ難しい問題があると思うんですが、なかなかボランティアということも難しいのかなと思いますけ

れども、半分何かそういう気持ちでやってもいいよという方もいるようなので、何かうまい方策をひねり出していただければと思います。

最後の質問になりますが、先ほどの草刈りにも関連しますけれども、除雪に対応する業者で、重機や人員の確保に課題があるのであれば、これらの年間を通した仕事づくりということで、先ほど、のり面とか水路の草刈りというようなお話をしましたが、こういった仕事づくりをして、きちっと除雪の体制、それから、詳しくは分からないんですが、例えば業者が機械を冬期間リースする場合、1か月、2か月、リースになるんでしょうけれども、それらの費用の負担の関係とか、もし分かればお願いしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

除雪あるいは災害の対応等において、地元の建設業者の果たす役割は極めて大きいものでございます。これら地元の建設業者の衰退は、間違いなく今回のような大規模な除雪、それから災害対応というふうなときに、この力の低下につながってまいるといふふうなところでありますので、平日につきましては、引き続き入札、発注等の透明性、公平性を保ちつつも、地元の建設業者の活用を進めていきたいというふうに考えてございます。一例を挙げますと、昨年、テストケースではありましたが、歩道の縁石部分に堆積しております土砂の撤去に伴って、草も大分繁茂しておりましたので、ああいった事業も、ちょうど事業のはざまにおいて、ああいうものも出させていただきました。

当然財源との取り合いもございますけれども、そういった今まで通常の工事というふうなものから一步進んで、議員おっしゃるような除草であったりとか、昨年発注いたしました土砂の撤去でありましたりとか、そういったものについてもきめ細やかにやっていくことが、また一つの仕事づくりになるのかなというふうに考えているところでございます。

また、除雪時における各事業者が重機等を確保する、それから待機する、これらについては、前の質問者にもお答えをいたしました。一定の待機料という形で各事業者のほうに、除雪の実績がゼロでありまして、最低限の待機料というふうな形で負担をさせていただいているということでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（舘下憲一） リース代の補填等をされているということで、過去は過去の話なんですけれども、結構、大玉のどこでも雪ちゃんと掃いてあるなというような話もあったり、今回なんか本宮が頑張ったようなんですけれども、勝ち負けではないので、どうこうということではないんですが、やっぱり住民参加型の除雪対応みたいのを、大玉村ならではの何か方法を考えてもらおうと、もっと村と住民が一緒になってすごくいい方向にいくんではないかなと思いますので、そういうことを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、1 番館下憲一君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3 時 3 6 分）